

# 建設荷役車両



VOL.42 No.247

第247号  
2020-5

令和2年5月1日発行（隔月1回1日発行）



公益  
社団法人

建設荷役車両安全技術協会  
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

URL <http://www.sacl.or.jp>



とくじけん

# ORタイヤ販売開始!!

いつものタイヤで交換しようかな？

ちょっと待って！

その前に一度お問い合わせ下さい！

圧倒的コストパフォーマンスで  
貴社の経費節約に  
貢献いたします!!

## スキッドステアローダ用

570×12	6PR
23×8.50-12	6PR
27×8.50-15	6PR
10×16.5	6PR
12×16.5	8PR

スキッドステアローダ用

## ホイールローダー用

12.5/70-16	6PR	20.5-25	20PR
15.5/60-18	8PR	23.5-25	20PR
16.9-24	10PR	26.5-25	28PR
17.5-25	16PR	29.5-25	28PR

ホイールローダー用

他、サイズ多数取り揃え

※大型建機用ホイール多数サイズ取り揃えております。  
※注入ウレタンによるノーパンク化も対応。

## MRC 丸中ゴム工業株式会社

本社：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-5556 FAX:052-889-5558

名古屋営業所：名古屋市瑞穂区二野町 4-11

TEL:052-889-1777 FAX:052-883-2511

東京支店：座間市小松原 2-17-16

TEL:046-256-8206 FAX:046-256-8208

仙台営業所：仙台市宮城野区中野 5-3-8

TEL:022-387-0020 FAX:022-786-0440

大阪営業所：摂津市烏飼中 3-6-60

TEL:072-650-5650 FAX:072-650-3650

# 『建設荷役車両』 247号 (2020-5月号) アンケートのお願い

**(公社)建設荷役車両安全技術協会**  
**広報委員会 行 (ご回答期限: 令和2年6月19日)**

送信先 FAX : 03-3221-3665  
 E-mail : koho@sacl.or.jp

※ この用紙は必要な場合はコピーしてお使いください

機関誌『建設荷役車両』ご愛読頂きありがとうございます。より良い誌面作りのため、アンケートにご協力下さい。ご記入頂いたアンケートは、上記宛先まで、FAXもしくはE-mailでご送信下さい。

※回答期限までにご回答を頂いた方の中から抽選でQuoカード2000円分を3名様に、1000円分を7名様に贈呈いたします。(結果発表は発送をもって代えさせていただきます)

◆ 下記の記事について、あてはまるものを一つお選びいただき□に✓をご記入ください。

記事番号	記事 (掲載頁)	読んだ (あてはまるものを一つ選んでください)					読んでいない
		満足(興味をもった)	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満(興味をもてず)	
1	広報 特自検Q & A (5頁)	<input type="checkbox"/>					
2	広報 グラフで見る特自検 (8頁)	<input type="checkbox"/>					
3	広報 全国安全週間に当たって(15頁)	<input type="checkbox"/>					
4	広報 令和元年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告 (20頁)	<input type="checkbox"/>					
5	広報 特定自主検査記録表の記入要領 (抜粋版) の紹介(24頁)	<input type="checkbox"/>					
6	広報 ベテラン研修講師及び研修業務管理者の交流・研修会 開催(40頁)	<input type="checkbox"/>					
7	イラスト災害事例(45頁)	<input type="checkbox"/>					
8	技術解説 DHJ60 <sub>3</sub> 多目的掘削仕様機の開発 (49頁)	<input type="checkbox"/>					
9	安全技術講座「我が社のセールスポイント」(56頁)	<input type="checkbox"/>					
10	製品紹介(60頁)	<input type="checkbox"/>					
11	Topics 平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて(62頁)	<input type="checkbox"/>					
12	Topics 第4回 成田国際空港貨物地区 フォークリフト&パレットビルディング競技会(65頁)	<input type="checkbox"/>					

◆ 満足した (または不満の) 記事は、どういう点が良かった (良くなかった) ですか。

記事番号	良かった (良くなかった) 点

◆ 本誌全般の感想や取り上げてほしい話題、講座のテーマなどありましたらご記入ください。また「特自検Q&A」コーナー (本号5頁掲載) では、特自検に関する質問を募集しています。質問は、こちらにご記入ください (欄が足りない場合は自由に用紙を追加してください)。

● 名 前(フリガナ):	● 年齢 (任意)	● 性別 (任意)
	歳	男・女
● 勤務先名称:	● 役職:	
● 勤務先所在地: 〒	TEL:	
都 道		
府 県		
● 職種 (○で囲んでください): 1 代表・役員    2 営業・サービス    3 設計・技術開発等    4 現業・製造等    5 総務・経理等    6 その他		

**ご協力ありがとうございました** (ご記入の個人情報は抽選品発送及び個人が特定できない形の集計・調査に使用させていただきます)



- ◆ 新連載 特自検Q&A 第1回
- ◆ 全国安全週間に当たって
- ◆ 令和元年度建設荷役車両  
特定自主検査強調月間実施結果報告
- ◆ 特定自主検査記録表の記入要領(抜粋版)の紹介
- ◆ ベテラン研修講師及び  
研修業務管理者の交流・研修会 開催
- ◆ 第4回 成田国際空港貨物地区  
フォークリフト&パレットビルディング競技会



特自検検査者およびその管理者向けコンテンツの強化を  
順次実施中です！ 皆様のご意見・ご質問もお待ちしております。  
(巻頭綴込みアンケート用紙をご利用下さい)

# 建設荷役車両

2020-05 VOL.42 No.247

## INDEX

### ■ 巻頭言

100年の歩みと安全活動 ..... 國清 嘉人 4

### ■ 広報

新連載 特自検Q&A 第1回 ..... 5

グラフで見る特自検 第2回 ..... 8

全国安全週間に当たって -令和2年度全国安全週間実施要綱- ..... 15

令和元年度建設荷役車両特定自主検査強調月間実施結果報告 ..... 20

特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介 ..... 24

ベテラン研修講師及び研修業務管理者の交流・研修会 開催 ..... 40

■ イラスト災害事例 ..... 45

### ■ 技術解説

DHJ60-3多目的掘削仕様機の開発 ..... 大塚 明宏 49

### ■ 随想

5S活動について考える ..... 稲吉 通 54

### ■ 安全・技術講座

我が社のセールスポイント ..... 56

東京都支部 トヨタエルアンドエフ東京株式会社

## ■ 製品紹介

油圧ショベルとの接触事故低減に寄与するオプション「Aerial Angle <sup>®</sup> STEPⅢ」 ／後方小旋回機の次世代油圧ショベルCat 325 .....	60
---	----

## ■ Topics

平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて

第4回 銀賞受賞「ブレーキドラム脱着治具」

静岡県支部 トヨタL&F静岡株式会社 浜松北営業所 .....	62
---------------------------------	----

第4回 成田国際空港貨物地区

フォークリフト&パレットビルディング競技会 .....	65
-----------------------------	----

## ■ お知らせ

建荷協の動き .....	69
令和2年度特定自主検査資格取得研修・教育の予定表 .....	71
令和2年度各種研修の受講料 .....	79
特定自主検査者資格取得者名簿（令和2年2月1日～令和2年3月31日） .....	80
建荷協発行図書等のご案内 .....	83
支部一覧 .....	87
編集後記 .....	88

## 「100年の歩みと安全活動」



公益社団法人建設荷役車両安全技術協会  
理事 國清 嘉人  
山九株式会社 執行役員

当社は、お客様企業をはじめ全ての関係先、従業員、家族への「ありがとう」の感謝の気持ちと事業発生の地、山陽と九州に社名の由来があります。1918年の創業以来100年以上にわたり客先企業の構内操業、原材料の調達、製品物流、大型プラントの輸送、据え付け、機械・設備のメンテナンスなどの事業を展開して参りました。物流・機工・構内操業など、多岐にわたる事業を日本をはじめ世界各地で「山九のユニーク」として提供しており、根底には、「作業会社として人を大切にすることを基本理念」として、「安全がすべてにおいて優先する」という行動指針に基づき日々の安全活動を行っています。

新入社員研修では、創業者出身の地である長崎県平戸市の当社研修施設「錬成館」で安全・衛生に関する講義を受け、安全活動の基本から安全文化の構築と定着化への理解を深めます。また、中堅社員、管理・監督職、新任部・支店長と節目ごとに演習や災害事例に基づく類似災害の防止や最新技術の導入による職場のリスク低減に向けた取り組みを学び、現場店に戻り自職場での実践・改善に結び付けています。安全活動の背景には「当社の現場は常に危険な状態にあることを認識し」「危険を的確に予測し災害を確実に防止し」「全員参加で力をあわせて安全を作り出す」ことにあります。

日々の活動として、5S活動、危険予知、ヒヤリハットや他山の石活動、安全改善提

案などを各職場において行い、中長期の取り組みとして「職場リスクアセスメント活動（SRA）」を導入し、職場の潜在的な危険性や有害性を特定し、それによる災害の重篤度と発生頻度などでリスク（危険の芽）を採点し、点数の高いものから改善しようとする活動を進めています。その活動の成果を発表する場として年に1回、地域の代表として選抜された全国各支店のグループが本社で発表する会を開催し、様々な事例と成果を共有しています。

また、当社では1970年代から海外へ事業を展開し、現在15カ国に日本からの出向社員と現地スタッフを含め約1万名が各国の現地法人や作業現場にて国内同様の安全活動を推進しています。

私も北京で5年間現場運営に携わり、現地スタッフと共に安全衛生活動を進めてまいりました。当初はものの考え方や文化・習慣の違いに戸惑いましたが、現場での対話や日々のパトロールを通じて、作業現場を取り巻く課題や問題点には共通したものがあり、長年にわたり日本でやっている活動がどこの現場においても有効な取り組みであることを身を持って体験して参りました。グローバル化への対応やダイバーシティ経営の推進においても「安全・安心」な現場あってこそだと思います。今後も「人間尊重」の基本理念のもとで、真摯に愚直に安全に強い人づくり、現場づくりをすすめて参りたいと思います。 「ご安全に」

広報 新連載

# 特自検Q&A

第1回

建設荷役車両安全技術協会 本部

本号より、皆様から建荷協にお寄せいただいた「特定自主検査業務に関わる質問」の中より、重要なもの、繰り返し頂いたもの等をQ&Aの形で紹介していきます。

より適正な検査の実施および信頼される特自検管理業務の参考にしていただければ幸いです。

## 1. 標章は誰が貼付するのか？

Q1：私は検査業者に勤めている検査者です。



いままで仕事でお客様の特自検を行った際、私が検査済標章を貼付していました。

先日、「標章は原則、事業者（お客様）が貼付する。」と聞きました。

標章の貼付は誰がするのでしょうか？

その場合の取扱いについては、以下の方法のうち、御社に都合の良い方法を選べばよろしいでしょう。

- 1 事業者からの貼付の要請があり、
  - ① 検査結果に未補修の不具合がない場合に限って、検査者が標章を貼付する。
  - ② 検査結果に未補修の不具合がある場合は、検査記録表に記載された不具合について説明し、それらの補修後に標章を貼付するように事業者へ説明する。

A1：労働安全衛生規則（安衛則）第151条の24第5項において、「事業者は、フォークリフト※に係る自主検査を行ったときは、…特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。」と規定されていますので、標章の貼付は事業者の義務と解せますが、事業者から標章を貼付けるよう依頼を受けることも多いようです。

- 2 検査結果に未補修の不具合がある、なしにかかわらず、標章は事業者に渡す。（未補修の不具合がある場合には不具合の補修後に標章を貼付するよう説明する。）

なお、検査記録表や標章を事業者に渡す際は、受領書を受取ることをお勧めします。

また、1の場合は、業務規程にその旨記載しておく、なお良いでしょう。

以下の記入例を参考にしてください。

「特定自主検査登録検査業者必携」BC-ZC-01-K P.15（検査済標章の発行）より  
 第14条 検査済標章は、検査の終了後、遅滞なく検査業者用の検査済標章を発行するものとする。検査済標章の貼付は、機械の見やすい箇所に依頼者が行うものとし、この場合その旨を帳簿に明記するものとする。ただし、検査結果において未補修の不具合がない場合に限り、依頼者の要請により検査員が貼付することができる。

※参考：その他の機械に関する規則  
 第151条の56第5項（不整地運搬車）  
 第169条の2第8項（車両系建設機械）  
 第194条の26第5項（高所作業車）

## 2. 業務規程の記載方法について

Q2：私は、検査業者で統括責任者です。先日、着任したばかりで、改めて業務規程を見ると前任者の個人名が記載されていました。この場合、どの様な手続きが必要ですか？

A2：すみやかに「業務規程変更報告書」を所轄都道府県労働局長（又は労働大臣）あてに提出してください。

業務規程の変更報告書は、登録省令第19条の19で定められており、同報告書と変更した業務規程（正・副）を提出する必要があります。

なお、「業務規程変更報告書」は、建荷協ホームページ（<http://www.sacl.or.jp>）よりダウンロード出来ますので、ご利用ください。

※参考：登録省令第19条の19  
 （業務規程の変更の報告）

第19条の19 検査業者は、第19条の15第三号の特定自主検査の業務に関する規程を変更したときは、遅滞なく所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

また今回の場合のように、業務規程の中に個人名を記載しますと、責任者や担当者が退職や異動等で交代する度に、変更報告書と変更した業務規程を提出する必要があります。

これを避けるために、下記のように個人名ではなく役職名（例えば「サービス部長」「所長」等）を記載すると、「業務規程変更報告書」をその都度提出する必要がないと考えられますので、ご一考ください。

### 業務規程作成例

（本社統括責任者）

第3条 本社統括責任者は、社を代表する検査業務の最高責任者として、「サービス部長」を充てる。

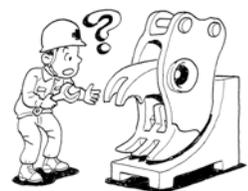
2 本社統括責任者の責務は次のとおり

イ 各検査事務所に最高責任者（支店長）を「検査事務所統括責任者」として選任する。

## 3. アタッチメント単体検査は可能か？

Q3：私は車両系建設機械（整地・運搬等）の特自検検査者です。

1年以上使用していないコンクリート圧砕機（解体用機械のアタッチメント）の検査依頼を急ぎよ受け



ましたが、圧砕機を装着できるベースマシンがありません。

圧砕機単体で検査してもいいでしょうか？

A3：特定自主検査指針に示されている検査の方法及び判定基準のうち、アタッチメントの亀裂や摩耗等は、単体で検査出来ますが、ベースマシン（油圧ショベル等）に装着して総合テストを行わないと作業装置の機能及び異音等を調べることができません。

よって単体検査だけでは指針に則った特自検を実施したことにはなりません。

アタッチメントに油圧をかけて不具合がないかを確認することは極めて重要です。ご質問のケースでは省略することはできません。

なお、アタッチメントの検査記録表は、検査時に装着したベースマシンの情報（メーカー名・型式・製造番号・検査年月日・標準番号等）の記入が必須となり、

ベースマシンの記録表の写しと一緒に保管します。

また、検査完了後にはアタッチメント用のシールを貼付することをお勧めします。

参考 自主検査指針公示第20号(H27.11.6)

2 趣旨 この指針は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第167条の規定による車両系建設機械の定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため当該定期自主検査の項目、検査方法及び判定基準を定めたものである。

（省略）

7 解体用機械

7.1.11 総合テスト

検査方法：走行、旋回及び作業テストを行い、機能を調べる。

判定基準：各装置が正常に作動し、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

註：回答中の枠囲みは「法令」「指針」「その他」を示します。

本誌では、特自検に関わるご質問をお待ちしております。

質問が採用された方には、規定により薄謝を進呈致します。

質問は以下の方法でお寄せ下さい。

- 本号のアンケート用紙をご利用ください。
- 下記E-mailまで直接メールして頂いても結構です。

E-mail : koho@sac1.or.jp

広報

## グラフで見る特自検 第2回

### 特定自主検査に係る現況等の調査結果報告

建設荷役車両安全技術協会 調査部

建荷協における新たな活動施策を企画立案し、特自検の実施率の向上につなげることを目的に、「特定自主検査に係る現況等の調査」を進めています。

昨年行いました第1次のアンケート結果について、前号からご紹介を始めましたが本号では特自検とその補修や整備の受注などについてご紹介していきます。

なお、調査の概要については前号の3. 調査の概要をご覧ください。

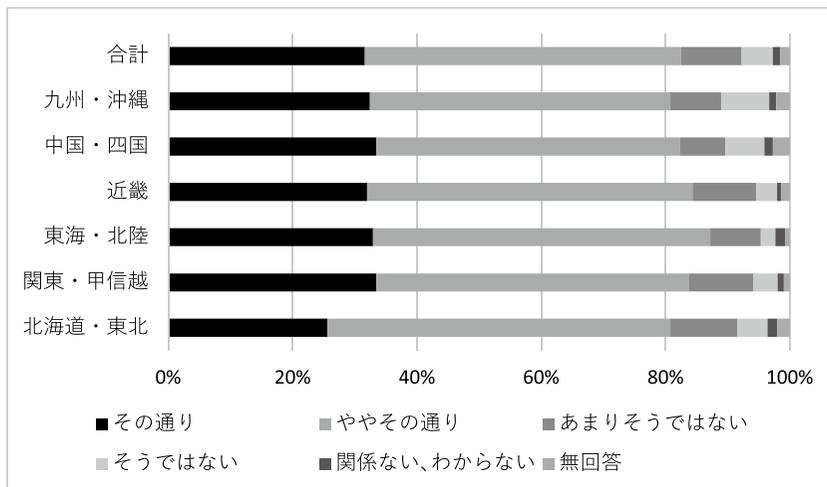
#### 1. 特定自主検査の受注・契約について

問1 特定自主検査を継続的に受注できているか。

問1への全体の回答は「その通り」が31.6%「ややその通り」が50.9%と肯定的

な回答が全体の82.5%となっています。

この回答をグラフ1のように地域ブロック別でみると東海・北陸ブロックが87.2%と最も高い値を示しています。



グラフ1 特自検の継続的な受注について(地域別)

このブロック別の差については、従来からの地域の特徴的なものなのか、あるいは

市況の変化などによるものなのかはアンケート結果からだけでは判断できません。

この結果については、今後個別の聞き取りなどで要因を探れないかなど検討していきたいと思います。

**問2 特定自主検査の受注を今後増やしていきたいか。**

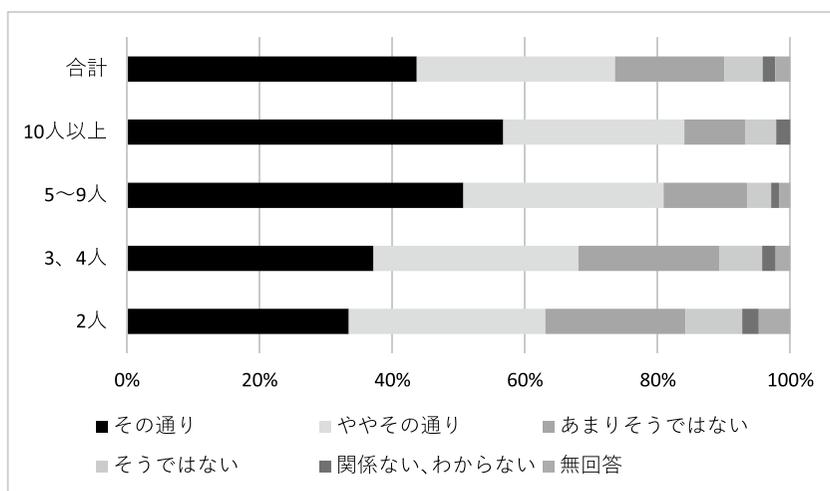
問2への全体の回答は「その通り」が43.7%「ややその通り」が29.9%と肯定的な回答が全体の73.6%となっています。

この回答を地域ブロック別にみても70.6%

～76.9%と全体に対し約±3%と大きな差異はありませんでした。

規模別ではグラフ2のように人数に比例して肯定的な回答が増え、10人以上規模では84.0%の企業で受注を増加させたいという肯定的な回答でした。

人員規模の大きな事業場では規模に応じた検査・整備への対応余力があるのかもしれない。



グラフ2 特自検の受注を増やしていきたいかについて(規模別)

## 2. 特定自主検査で見つかった不具合について

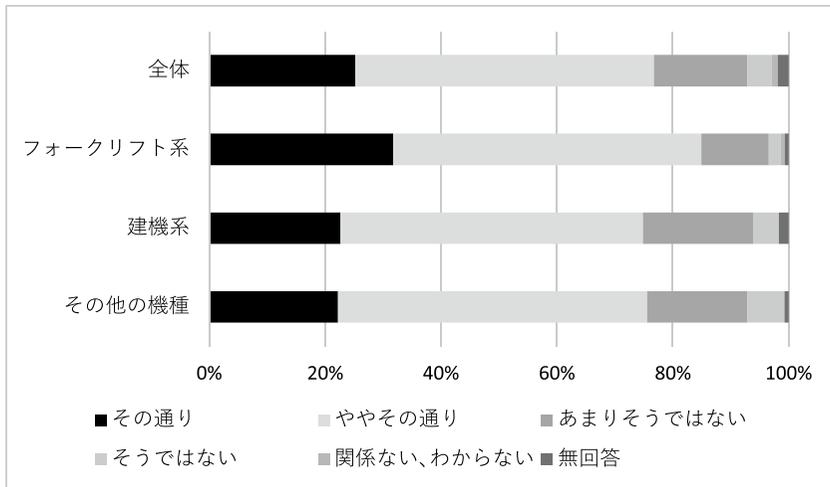
**問3 特定自主検査で見つかった不具合は、補修や整備まで一連で受注できているか。**

問3には全体では「その通り」「ややその通り」の合計が76.7%となっています。

この肯定的な回答については地域ブロック別、人員規模別でみても全体での回答のそれぞれ±3%前後と特に大きな差はありませんでしたが、グラフ3のようにフォーク

リフト系、建設機械系、その他の機種系で分けるとフォークリフト系が84.9%、建機系が74.9%、その他の機種系で75.6%とフォークリフト系の回答が高い値を示しています。

これはフォークリフト系に多い検査業者の引き取り検査では、検査からそのまま補修に取り組みやすいことに対し、現場での出張検査が主となる建機系やその他の機種系では、補修部品の持参などに制約があり、検査で発見された不具合に対応することの難しさが出ているなどが推測されます。



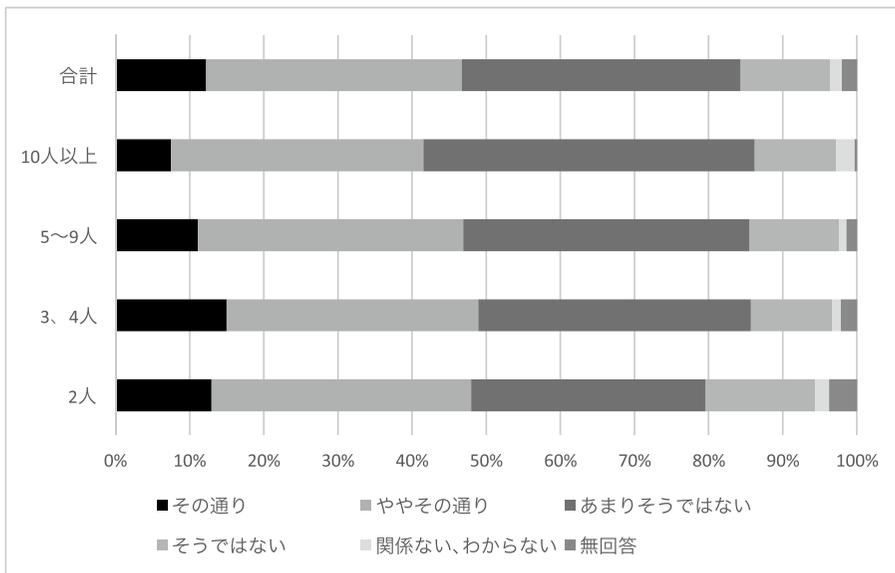
グラフ 3 特自検で見つかった不具合の補修や整備の受注について(機種別)

**問 4 顧客から積極的に補修の依頼がくるか。**

「その通り」、「ややその通り」との回答は全体で46.7%であり、地域ブロック別にも43.6~49.7%となり全体の結果に対

し、±3%と大きな差異はありません。

ただ、グラフ 4 のように規模別で見ると10人以上規模の企業での回答が41.5%と全体を下回り、他の規模と比べ低い値となっています。



グラフ 4 顧客からの補修の依頼について(規模別)

この回答理由を知るには対象となる事業所へ例えば、従来からそうなのか、最近の傾向なのか、またそのことは何か数字に表れているのかなど、その経緯や判断基準などのヒアリングを行う必要があると考えます。

特自検を依頼したお客様の作業安全に寄与するためにも、検査を行いそこで見つかった不具合の補修までを実施していくことが望ましいと考えます。

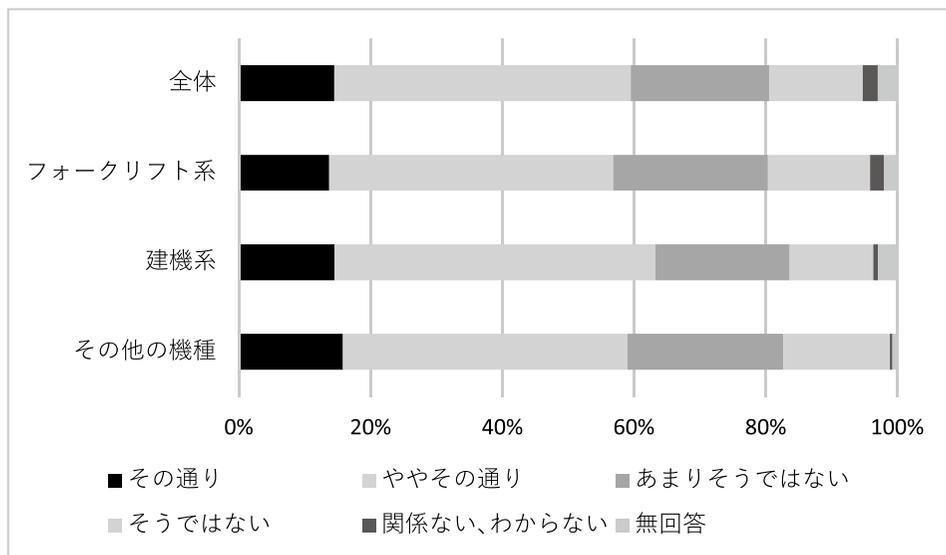
**問5 貴社から補修を勧めないと、顧客からの補修の依頼はこないか。**

ここでは検査で見つかった不具合の補修や整備について検査業者からの受注のアプローチについて尋ねました。

全体の回答では「その通り」「ややその通り」が59.5%でした。

この回答については色々な切り口でみたいと思います。

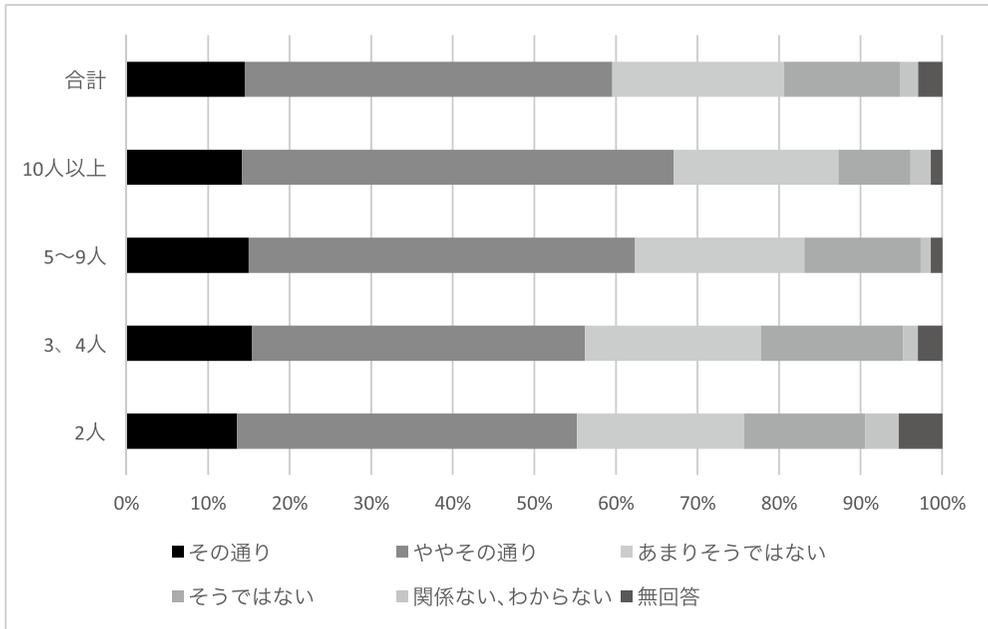
まずはグラフ5-1のように機種別で分けるとフォークリフト系が56.8%、建機系が63.8%、その他の機種系59.0%と機種別では建機系が高いという結果でしたが全体からみると特に大きな差というわけではありません。



グラフ5-1 補修を受注するための勧めについて(機種別)

次にグラフ5-2のように人員の規模別でみると、「その通り」「ややその通り」の回答は2人規模では55.2%、10人以上では

67.0%と、人員規模が大きいほど肯定的な回答が高くなっていることがわかります。

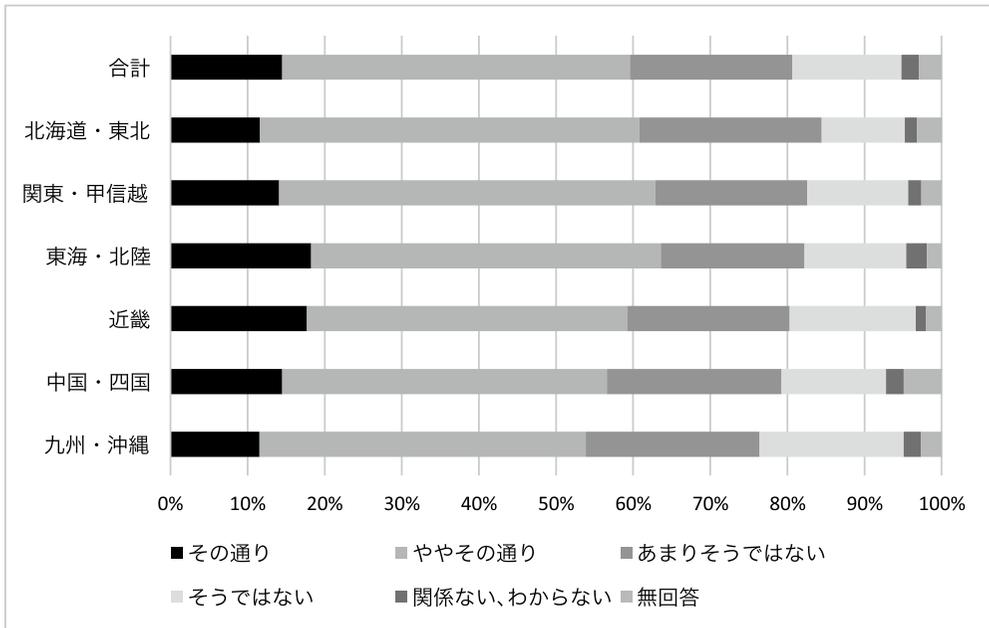


グラフ5-2 補修を受注するための勧めについて(規模別)

機械・車両が壊れる前に処置をする「予防保全」という考え方もかなり浸透してきているとは思いますが、依頼主へ補修の実施を勧めていくことで、作業安全、そして依頼主のトータルコストの削減にも寄与しますので、さらなる補修の勧めを行うことが望まれます。

グラフ5-3では回答を地域ブロック別にみました。

「その通り」、「ややその通り」の肯定的な回答は東海・北陸ブロックで63.6%と高く、九州・沖縄ブロックが53.8%と低い数値となりました。



グラフ 5 - 3 補修を受注するための勧めについて(地域別)

### 3. 貴社を取り巻く市況について

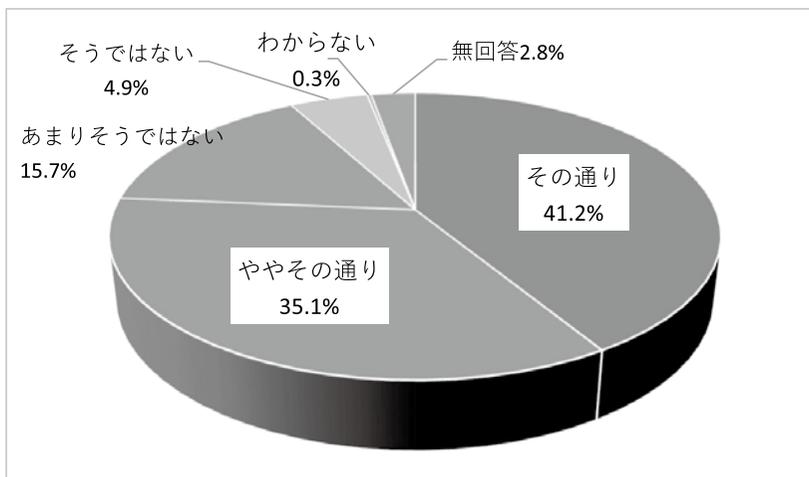
#### 問6 人手不足

3項では「貴社を取り巻く市況について」8項目の質問を行いました。

ここではその中で検査員に関連するものとし

て「人手不足」についての回答を紹介します。

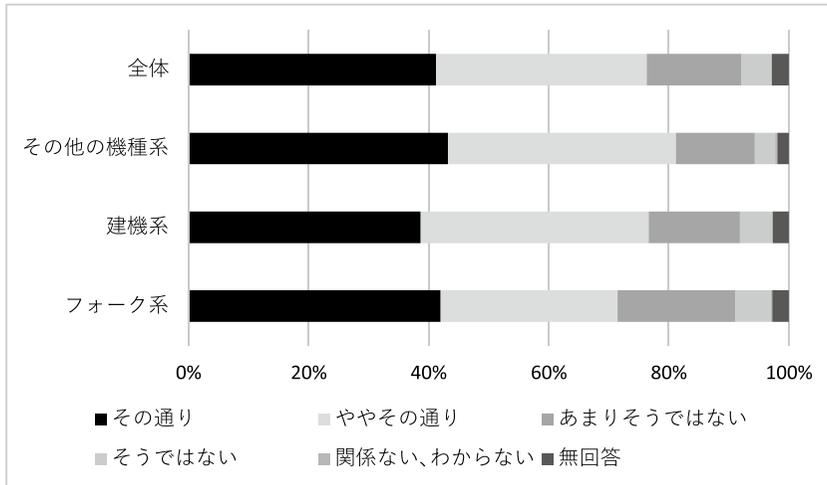
まずは全体の回答ではグラフ 6 - 1 のとおり「その通り」、「ややその通り」の合計が76.3%と人手不足を感じている会員企業が多いということがわかりました。



グラフ 6 - 1 貴社を取り巻く市況について(人手不足)(全体)

次にこれを地域ブロック別にみましたが、特徴的な差異はみられませんでした。さらに、機種別ではグラフ6-2のとおり、

その他の機種系、建機系、フォークリフト系の順に人手不足を感じていることがわかりました。



グラフ6-2 貴社を取り巻く市況について(人手不足)(機種別)

次号では建荷協の活動や事業についての認知具合などを中心にご紹介する予定です。

# 全国安全週間に当たって

## —令和2年度全国安全週間実施要綱—

厚生労働省

令和2年3月19日付で厚生労働省厚生労働事務次官より、当協会会長宛に「令和2年度全国安全週間」の実施に伴い協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

厚生労働省発基安 0319 第2号  
令和2年3月19日

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会会長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

令和2年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

労働災害の防止につきましては、平素から格別の御協力を賜わり深く感謝申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、毎年、全国安全週間を主唱しております。

本年も別添の「令和2年度全国安全週間実施要綱」に基づき、7月1日から7月7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、

### 「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしました。

つきましては、この週間の趣旨を御理解いただき、関係機関及び傘下の団体等に対する周知等格段の御協力を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和2年度全国安全週間実施要綱

### 1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で93回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和元年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業4日以上死傷災害については、前年を下回る見込みであるものの、死傷災害のうち、60歳以上の労働者が占める割合は増加傾向にあり、平成30年度より取組期間が始まった、第13次労働災害防止計画における死傷者数の目標達成に向けては、更なる取組が求められる。

また、健康寿命とともに職業生涯が延伸し、高年齢労働者が職場においてより大きな役割を担うようになる中、多様なニーズをもつ高年齢労働者が安心して安全に働くことができるよう職場環境を改善していくことが求められていることから、厚生労働省では、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定するとともに、中小企業を支援するエイジフレンドリー補助金を創設し、職場改善の取組を促すこととしている。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、令和2年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減**

### 2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

### 3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### 4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### 5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

### 6 実施者

各事業場

### 7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

## 8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
  - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
  - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
  - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
  - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
  - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
  - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
  - ① 安全衛生活動の推進
    - ア 安全衛生管理体制の確立
      - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
      - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
      - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
      - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
    - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
      - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
      - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
      - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
      - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
    - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
      - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
      - (イ) 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
    - エ リスクアセスメントの実施

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）
- オ その他の取組
  - (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
  - (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
  - ア 建設業における労働災害防止対策
    - (ア) 一般的事項
      - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
      - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
      - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
      - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
    - (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
      - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
      - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
  - イ 製造業における労働災害防止対策
    - (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
    - (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
    - (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
    - (エ) 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
    - (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
  - ウ 林業の労働災害防止対策
    - (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
    - (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
  - エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
    - (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
    - (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
    - (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
    - (エ) トラックの逸走防止措置の実施
    - (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
  - オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
    - (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
    - (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知

- (ウ) 職場点検、4 S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
  - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
    - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
    - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
    - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
    - (エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用
  - イ 交通労働災害防止対策
    - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
    - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
    - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
    - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
  - ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
    - (ア) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく措置
    - (イ) 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
    - (ウ) 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
    - (エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
  - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
    - (ア) WBGT値（暑さ指数）の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施
    - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
    - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
    - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認
    - (オ) 熱中症予防に関する教育の実施
    - (カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請
    - (キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

# 令和元年度建設荷役車両 特定自主検査強調月間実施結果報告

建設荷役車両安全技術協会 本部

令和元年度事業として、令和元年11月、当協会主唱、厚生労働省及び経済産業省の後援、5 災防団体および2 関連社団法人協賛の下に全国一斉に実施しました「建設荷役車両特定自主検査強調月間」（以下「強調月間」という。）について、概況を下記のとおり取りまとめましたので、報告致します。

## 記

### 1. 総括

令和元年度の建設荷役車両特定自主検査強調月間は、昭和60年にこの月間行事を始めてから35回目を迎え、今までの実績を活かして、月間の推進に努めた結果、報告のとおり成果を上げたものと認められる。

これは、厚生労働省及び経済産業省のご指導、各労働局、監督署、及び、各協賛団体関係者のご支援並びに当協会の各支部の努力と会員事業場の協力の結果である。

### 2. 実施事項

#### 1) 広報活動

##### ① 実施状況

#### ア リーフレット、ステッカー等の配布

協会においては、令和元年には年当初に年間PR用リーフレット309,800枚、ポスター16,000枚を作成配布した。さらに、強調月間用と

して強調月間リーフレット168,500枚、「ステッカー」については、吸着タイプのステッカーを11,750枚作成し、各会員に配布するとともに、関係団体等の協力をいただき関係者に配布した。

#### イ 登録検査業者による特定自主検査（以下特自検という）対象機械使用事業場に対するPR

特自検の完全実施を目標に毎年実施している。

具体的な対応としては、26支部において、強調月間PR用・年間PR用リーフレットや支部独自で作成した実施勧奨ハガキを会員の登録検査業者に配付し、登録検査業者からは、それらの資料を活用して特自検が未実施と思われる事業場へPRを行った。

#### ウ 地方公共団体等の工事発注部門へのPR

前年度に引き続き、37支部において地方公共団体等の工事発注機関の関係部門に資料を送り、特自検未実施機械の現場持込みの禁止と各事業者への指導を要請した。

#### エ 特自検に関する業務点検実施のPR

本年度も、特自検の適正実施に重点を置き、『特定自主検査業務点検表の解説』『検査業者用』を11,000部、「事業内用」を15,000部、『特定自主検査業務点検表』『検査業者用』を12,000部、「事業内用」を16,000部印刷し特自検実施事業場に配布することで特自検の適正な管理体制に関する理解を広げ、自社のそれぞれの事業場が特自検業務の実施体制、検査者、検査機器、標章、台帳、記録表等の管理について適正に行われているかどうかの業務点検を実施するよう周知・徹底に努めた。更に、41支部において会員・非会員に対して「特定自主検査業務点検表〔事業内用〕」を6,072部、「検査業者用」を3,726部、頒布し活用するよう呼びかけた。また、巡回指導時においても37支部が「特定自主検査業務点検表」とその解説を使用し適正な検査及び管理体制の指導に活用した。

#### オ 勸奨文、要請文等によるPR

協会作成のリーフレット等に独自の発想の勸奨文書等を添え事業場等に配布した支部や、産業安全大会等で年間リーフレット、及び強調月間リーフレット等を配布した支部もあった。

#### カ 新聞、機関誌、会報等によるPR

日刊工業新聞、物流関係業界紙11紙、及び、建設関係業界紙37社に強調月間のPR記事を掲載し周知に努めた。

また、災防団体や関連団体及び支部の機関誌等で17支部が周知の他、ラジオCM等での周知を行った支部も2支部あった。

#### キ その他

支部独自の工夫により、PR用のタオル、メモ帳等を作成して配布した支部もあった。また、支部独自のポスター、名刺や封筒等に貼付できるゴム印等を作成し押印後に配布した支部もあった。

#### ② 実施効果

前年度に引き続き、地方公共団体等の公共工事発注機関に対し、関係事業場への、業務点検表による業務点検の実施等についての指導を要請したこと、会員である登録検査業者

から未実施と思われる事業場にPRを行ったことなどにより、さらに、特自検の実施率の向上等の効果が現れてくるものと期待している。

## 2) 巡回指導

### ① 実施状況

強調月間を中心として、巡回指導を実施した結果は次のとおりである。

巡回指導実施状況（令和元年11月分）

区分		支部数	指導実績	1支部平均
巡回指導日数		46	延442日	9.6日
訪問社数			1,561社	33.9社
人員数	巡回指導員		延746名	16.2名／46支部
	担当官	19	延124名	6.5名／19支部
	その他*	14	延259名	18.5名／14支部

※その他には、他防災団体や地方自治体職員との合同巡回指導が含まれる。

### ② 実施効果

各支部において、支部独自の考えに基づき実施計画をたて強調月間を中心に巡回指導を実施し、特に特自検の普及促進について努力している。また、検査業者及び事業内における特自検業務の業務点検、未実施事業場に対する指導等についても十分な配慮が払われていることが窺える。

なお、行政との合同による巡回指導を実施した支部は、19支部で昨年より1支部減少した。その他、他防災団体の職員や地方自治体職員との安全パトロールも実施しており特自検の普及促進に効果を上げている。

行政との合同による巡回指導は効果的な指導が出来るが、支部単独で

の巡回指導に於いても、行政と他の方法での連携を図り、効果を挙げている報告がある。

また、巡回指導実施時に「記録表記入要領（抜粋版）」を使用し記録表の適正な記入の方法を指導した支部が39支部あり、「記録表記入要領（抜粋版）」を834冊頒布し適正な検査記録表の作成指導に効果があった。

### 3) 研修等の実施

強調月間中に特定自主検査セミナーを行った支部が10支部10回、能力向上教育を行った支部が12支部17回の実施であった。実務研修については、「検査業者業務点検コース」を行った支部が5支部での実施、「記録表作成コース」

を行った支部は10支部11回の実施があり、特自検の適正な実施について効果があるものと期待している。その他、「資格取得研修」を行った支部が9支部9回の実施、「安全教育」を行った支部が8支部の実施であった。

#### 4) 特自検実施状況調査の実施

強調月間行事の一環として、本年度も、13支部において、何らかの方法で

実施状況の調査を行った。

その方法としては、「標章頒布時の調査」、「往復はがきによるアンケート」、「巡回指導時のチェック」等が主な方法である。また、行政との連名によるアンケート調査を行った支部もあった。アンケートによる調査によって、特自検の周知が行われ、特自検を実施したユーザーもあった。

以上

# 特定自主検査記録表の記入要領（抜粋版）の紹介

建設荷役車両安全技術協会 本部

建荷協では、令和2年3月に特定自主検査記録表の記入要領（TC-ZC-02シリーズ）を改訂しました。これに伴い、記入要領のさらなる普及・促進を図るために、抜粋版を作成しましたので紹介します。  
（図書類符号 旧：TC-ZC-02-P<sub>EX</sub> 新：TC-ZC-02-Q<sub>EX</sub>に改訂）

TC-ZC-02-Q<sub>EX</sub>

令和2年3月0版

## 特定自主検査記録表の記入要領 （抜粋版）

### 本誌について

特定自主検査記録表は、検査を実施したことの結果を証明する書類であり、正確に記入する必要があります。また、検査は、特定自主検査資格者が行い、機械が安全に稼働できるよう厳正な検査を行いその結果を記録表に記入しなければなりません。このため、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会では、当協会が発行する「検査記録表」の標準的な記入要領を作成し、その普及に努めています。

本誌は、記入要領のさらなる普及を目指して作成された抜粋版です。本誌が広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものであります。



本誌の最新版は協会ホームページよりダウンロードすることができます。  
©公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 URL:<http://www.sacl.or.jp>

## はじめに

特定自主検査記録表は、事業者（使用者）に検査の結果として機械の状態を正確に伝える重要な手段となります。

事業者は報告を受けたときに、まず「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」で機械の状態を知ることになります。

検査事項部は「事業者への要請等」と「補修等の措置内容」の根拠となる検査の証しです。全項目について決められた通りに検査したことを示すことが求められています。

そこで建荷協では、検査記録表への検査結果の記入についてルールを定め、その解説とともに「特定自主検査記録表の記入要領」として取りまとめました。

本書が関係者の間で広く活用され、特定自主検査が的確に行われることを望むものです。

## 目次

1. 表題部の記入 .....	1
2. 検査事項部の記入 .....	4
3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載 .....	11
4. 記録表の管理 .....	11
5. Q & A .....	12
6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種 .....	13

## 1. 表題部の記入

### (1) 注意事項

- (i) 表題部には、機械の使用者、機械のメーカー、型式、検査者の氏名、検査実施日等を記入する。
- (ii) 表題部の変更修正は行ってはならない。とりわけ検査業者においては証明書としての効力を失う恐れがあるため。
- (iii) 登録検査業者の場合は、使用者に対する提出用（証明書）と検査実施者用控とを作成する。
- (iv) 年月日は和暦、西暦どちらを使用するかを取り決め、各事業所で統一する。

### (2) 記載内容

表題部の各事項に記入する記載内容は次の通りである。

記録表表題部の一例

3 年 間 保 存		エンジン式フォークリフト 特定自主検査記録表		証明書 発行日 ① 年 月 日	様式SR-LE-01-H
建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出 の抑制を図るための指針に基づく検査共用				証明書 発行No. ②	標章 No. ③
メーカー名 ④	管理No. ⑩		使用者住所 氏名又は名称 ⑮		
型式 ⑤	走行 距離 ⑪	km		機械管理者氏名 ⑯	
製造 番号 ⑥	稼働 時間 ⑫	h		検査業者登録番号 ⑰	
性能 (最大荷重) ⑦	kg	車検 有効期間 ⑬	検査者又は事業者 住所・名称 ⑰		
検査 実施場所 ⑧	検査者 氏名 ⑭		責任者名 ⑱		
検査 年月日 ⑨	年 月 日				

#### ① 証明書発行日

責任者が証明書（記録表）に自署した年月日を記入する。検査年月日(⑨)より早い日付にならない。また、検査業者の場合は、特定自主検査台帳の発行年月日と一致すること。

#### ② 証明書発行 No.

証明書の発行者における整理番号として、特定自主検査台帳の発行番号を記入する。事業内検査の場合は、証明書発行 No. は該当しないので「—」を記入する。

#### ③ 標章 No.

検査を実施した機械に発行する検査済標章の標章番号を記入する。

#### ④ メーカー名

機械の表示板（銘板）等からメーカー名（製造会社名）を調べ記入する。メーカー名は略称でもよい。

#### ⑤ 型式

機械の表示板等から機械の型式記号を調べ記入する。

## ⑥ 製造番号

機械の表示板又は機体に打刻された製造番号を調べ記入する。

## ⑦ 性能

機械の表示板等から性能を調べ記入する。

フォークリフトでは最大荷重、車両系建設機械ではそれぞれの機種の主たる用途の性能（バケット容量、ブレード巾、締固め巾、コンクリート吐出力、機械質量等）、また高所作業車にあっては作業床の高さ等を記入する。

## ⑧ 検査実施場所

検査を実施した場所の住所を記入する。住所がわからない場合は場所が特定できる場所の名称を記入する。（例：千代田郡神田村〇〇組日本橋ダム第九現場）

## ⑨ 検査年月日

検査を実施した年月日（検査が複数日に亘った場合は、検査が完了した日）を記入する。

## ⑩ 管理番号

使用者側が当該機械の管理番号を定めている場合は、その番号を記入する。定めていない場合は「一」を記入する。また、道路運送車両法の適用を受けている場合は、自動車登録番号標（ナンバープレート）等を記入してもよい。

## ⑪ 走行距離

機械に装備された走行距離計の指示値を記入する。装備されていない場合は「一」を記入する。

## ⑫ 稼働時間

機械に装備されたアワメーター又はサービスマーターの指示値を記入する。装備されていない場合は「一」を記入する。故障の場合は「故障」と記入する。

## ⑬ 車検有効期間

道路運送車両法の適用により車検を受けた機械の車検の「有効期限の満了する日」を記入する。車検を受けてない場合は、「一」を記入する。

## ⑭ 検査者氏名

当該機械の検査を実施した特定自主検査の有資格者が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

## ⑮ 使用者住所氏名又は名称

機械の使用者の住所、氏名又は名称を記入する。

## ⑯ 機械管理者氏名

使用者が当該機械の管理者を定めている場合は、その者の氏名を記入する。定めていない場合は「一」を記入する。

⑰ 検査業者登録番号

厚生労働大臣又は都道府県労働局長から交付された検査業者登録証の番号を記入する。  
事業内は「一」を記入する。

⑱ 検査業者又は事業者 住所・名称・責任者名

[住所・名称] 検査業者、事業内検査のいずれの場合も、事業所の住所、名称を記入する。(ゴム印等可)

[責任者名] 検査業者の場合は、代表者又は業務規程で指定された者が自署する。

事業内検査の場合は、代表者または機械管理者(⑳)が自署する。

なお、社内の業務規程等で捺印が取り決めされている場合は、自署の上捺印が必要となる。検査業者の場合は、労働局又は厚生労働省へ届け出ている業務規程に従う。

⑲ 移動式クレーン定期自主検査資格

移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育を実施した団体名を(交付者)欄に、また、その団体発行の修了証番号を(番号)欄に記入する。

㉑ 検査者氏名

検査者が自署する。

但し、クレーン機能付油圧ショベルの検査において特定自主検査と定期自主検査の検査者が異なる場合は連名でそれぞれが自署する。

㉒ 定期自主検査標章No.

クレーン機能付油圧ショベルの検査を実施した機械に貼付した定期自主検査標章の標章番号を記入する。

クレーン機能付記録表の連名での記入例

クレーン機能付油圧ショベル(クローラ式)		様式SR-ECC-01-F	
3年間保存	定期自主検査・特定自主検査記録表	証明書 発行日	H30年11月20日
[建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用]		証明書 発行No.	
		定自機 標章No.	㉒ 150567
		特自機 標章No.	700890
メーカー名	〇〇建機(株)	管理番号	Y01
型式	YZ200-6	性能	0.8m <sup>3</sup>
製造番号	100062	つり上げ荷重	2.9t
検査場所	埼玉県川口市高砂2-21	アワメーター	3.460h
検査年月日	平成30年11月20日	移動式クレーン定期自主検査資格	(交付者) ⑲ SACL
検査者氏名	木村太郎 (定期) 阿部真一	(番号)	⑲ 30101234
使用者住所	埼玉県川口市高砂2-21		
氏名又は名称	(有)埼玉友土建		
機械管理者氏名			
検査業者登録番号			
検査業者又は事業者	埼玉県川口市高砂2-21		
住所・名称	(有)埼玉友土建		
責任者名	水口春夫		

安全教育又は講習の修了証交付者は下記略称等で表記し修了証番号を記入すること。

- ・公益社団法人建設荷役車両安全技術協会 …… 略称 SACL 又は建荷協
- ・一般社団法人日本クレーン協会 …… 略称 JCA
- ・公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 …… 略称 BCSA
- ・一般社団法人日本建設機械工業会 …… 略称 CEMA 又は建機工 等

※ 検査日、証明書発行日と補修日の関係

初日	二日目	三日目	四日目
○ 検査開始	○ 検査完了 (検査年月日)		○ 証明書 発行(日)
○ 補修1 (完了日前日)	○ 補修2 (完了日当日)	○ 補修3 (完了日翌日)	○ 補修4 (証明書発行日当日)

ここでの補修は特自検によって発見された不具合を修復することをいう。予定した補修を終了した後、責任者が署名し、証明書の発行及び検査済標章の払い出しを行う。検査開始日から証明書発行日の間は、検査・補修が連続していること。

したがって上記の表のように、検査開始から、証明書発行日の間に補修が行われるので、補修日は、検査完了（検査年月日）の前も後もありえる。

証明書の発行によって特定自主検査は完了するので、その後の補修は一般修理として扱う。但し、特自検で発見した不具合について、証明書発行後に補修を行う場合は記録表に記載しないが、特自検との関係を明瞭にしておくことが望ましいことを事業主に伝える。

## 2. 検査事項部の記入

### (1) 記入要領解説（概説）

検査事項部は、区分、No. 検査箇所等が次のような配列で表示されている。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良   不良	補修 内容
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦

検査事項部の各事項の記入要領は次の通りである。

- ① 区分 機械を構成している装置の種類を示している。
- ② No. それぞれの装置を検査箇所ごとに分類し、通し番号を付けたものである。
- ③ 検査箇所 検査箇所が複数ある場合、良の検査箇所はそのままとし、不良な箇所は「○」で囲み、対象外の箇所は「—」で消す。
- ④ 検査内容 検査結果が良の場合はその検査内容の項目の左上に「レ」、不良の場合は項目を「○」で囲む。対象外の場合は「—」で消す。全項目に何れかの印（「レ」、「○」、「—」）を付ける。「・」のある項目では、「・」の前後でそれぞれ印を付ける。  
時間管理等で検査を省略できる場合は、「\*」を「○」で囲み、結果は良とする。  
なお「\*」以降の「・」の項目は、「\*」を○で囲み検査省略していることから以降は省略する。
- ⑤ 検査方法 良の判定を下すのに使用した検査方法の左上に「レ」を付ける。不良判定の場合は「○」で囲む。

使用しなかった検査方法はそのままとし、「一」で消さない。  
表示以外の検査方法を使用したらそれを余白に記入し、「○」や「レ」を付ける。

- ⑥ 検査結果 良か不良かを判定し、いずれかに「レ」を付ける。
- ⑦ 補修内容 補修した場合は、その内容を表す記号を記入する。  
補修していない場合は空欄とする。

※ 非該当検査 表示部品・装置が未装着の場合や検査が不可能な場合には、検査結果の良・不良欄 (⑥)、及び補修内容欄 (⑦) に「一、一、一」を記入する。③④⑤には何も記入しない。  
なお、区分全体が対象外の場合は、区分全体を左上から右下に向けた「\」で消すことができる。

(2) 記入要領解説 (記入の具体例)

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容		
					良	不良			
エンジン	1	本体 【例2】 ◎ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ◎弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a *始動性	かり具合、異音、 <del>回転</del> 起ターの体動 【例6】 セルの作動、回転具合、ドリング回転 ( 8/0 min <sup>-1</sup> )、 無負荷最高回転 ( 2,810 min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診	✓			
			b *回転の状態	無負荷最高回転 ( 2,810 min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診、回転計	✓			
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管、 <del>クラー等のガソ</del> 漏れ	目視、操作、聴診	✓			
			d *エアクリナー	フィルターのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、袖量	目視、聴診	✓			
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓			
			f *弁すき間	弁すき間(吸最大 mm・最小 mm) (排最大 mm・最小 mm)	シツクネスゲージ	✓			
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	【例5】圧縮圧力計	✓			
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	電子射計 ノズルテスター	—	—	—	【例4】
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○・不×	目視、ノズルテスター	—	—	—	
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	—	—	—	
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・破損、脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	✓			
2	*潤滑装置 【例7】	油路の汚れ、油漏れ、◎エレメントの汚れ・損傷 【例3】	目視	✓		✓	X		
3	*燃料装置	燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・劣化 ◎フィルターの汚れ・目詰まり	目視	✓					

ガソリンキャブレター式エンジン

(i) 検査漏れを防ぐため、検査内容欄において該当する全項目に何らかの印を付ける。中点「・」で区切られた項目についても、前後に同様に印をつける。

【例1】「d エアクリナー」の検査内容「エレメントの汚れ・損傷」について、正常だったので中点「・」の前後に「レ」を記入した。

(ii) 「\*」のついた項目は、検査指針に示された省略要件 (関連機能に異常がないこと、時間管理されていること等) を満たしていれば、その検査を省略できることを表す。

省略する場合は、「\*」を「○」で囲み、検査結果の「良」の欄に「レ」を記入する。

【例2】ガス漏れ、水漏れが無いので「\*」を「○」で囲み、「e 締付け」の検査を省略した。

【例3】カートリッジ式でメーカー指定の時間管理を行っていたので、「\*エレメントの汚れ・損傷」の「\*」を「○」で囲んで、「・」以降は省略した。

(iii) 非該当検査の記入例を示す。

【例4】No.1のh、iは、ディーゼル式の検査箇所なので、検査結果及び補修内容の欄に「一、一、一」と記入し、またjは非装着だったので「一、一、一」と記入した。

(iv) 検査内容の対象外項目は「一」で消す。

【例5】 ガソリン・キャブレター式なので、「電子制御」を「一」で消した。

【例6】 該当しない項目が連続している場合は、項目ごとに「一」で消さないで、長い線でまとめて消しても良い。

(v) 検査結果(6)の不良判定の根拠となった検査内容(4)と検査方法(5)を「○」で囲む。

【例7】 「No.2潤滑装置」で、潤滑油の油量不足及び汚れを目視で確認したので、検査内容の油量、汚れ、及び検査方法の目視を「○」で囲み、検査結果の不良に「レ」を記入した。

(3) 記入要領解説(検査箇所が複数ある場合)

検査箇所(3)が複数ある場合は、不良の対象箇所を「○」で囲む。

起動輪と下部ローラーに不具合がある場合を下図に示す。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良   不良	補修 内容
走 り	8	遊動輪	亀裂、変形、異音、異常発熱、取付、蒸縮れ	目視、聴診、触診、探傷器	✓	
	9	上部ローラー、(下部ローラー)	亀裂、変形、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診	✓	
	10	履帯	チェーン電装・変形・異音、取付、リンク・ブッシュ電装・摩耗、ピン抜け、ピン長、(矢張り・老化・摩耗)	目視、スチール探傷器	✓	

(4) 記入要領解説(電子制御燃料噴射式エンジン)

電子制御燃料噴射式エンジンの検査にあたってはP C等の各メーカーの専用工具が必要となる。

従って、エンジンの運転状態が正常で、ディスプレイにエラー表示が無ければ検査結果は「良」と判断する。異常が認められる場合は、検査結果は「不良」とし、メーカー系サービスショップでの専門の点検を依頼する。

(i) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がない場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良   不良	補修 内容	
エ ン ジ ン	1	本体	a *始動性	✓ かり具合、異音、予熱灯、セーターの作動	目視、操作、聴診	✓	
			b *回転の状態	✓ クセルの作動、回転具合、アイドル回転 ( 760 min <sup>-1</sup> )、負荷最高回転 ( 2,380 min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診、回転計	✓	
			c *排気の状態	✓ 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	✓	
			d *エアフィルター	✓ ガスのき裂・変形・破損、エレメントの汚れ・損傷、油漏れ	目視、聴診	✓	
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	✓	
			f *弁すき間	弁すき間(最大 mm-最小 mm) (排気 mm-最小 mm)	シクネスゲージ	✓	
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	✓	
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—	—
i *噴霧状態	噴霧状態 良○-不×	目視、ノズルテスター	—	—			
j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	—	—			

ガソリン電子制御式エンジン

異常がないので、「f 弁すき間～i 噴霧状態」については、検査省略の「\*」を「○」で囲み、検査結果の良に「レ」を記入する。対象外のh 噴射圧力、i 噴霧状態、及び非装着のj 過給器は、「一、一、一」を記入する。

(ii) 電子制御燃料噴射式エンジンで異常がある場合の記入例

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	
エンジン	1	本体 ※ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ※弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a *始動性	<input checked="" type="checkbox"/> かり具合、 <input checked="" type="checkbox"/> 異音、 <input checked="" type="checkbox"/> 予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			b *回転の状態	<input checked="" type="checkbox"/> アクセルの作動、 <input checked="" type="checkbox"/> 回転具合、 <input checked="" type="checkbox"/> アイドリング回転 ( 850 min <sup>-1</sup> )、 無負荷最高回転 ( 2570 min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診、回転計	<input checked="" type="checkbox"/>	
			c *排気の状態	<input checked="" type="checkbox"/> 排気音、 <input checked="" type="checkbox"/> 排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			d *エアリーナー	<input checked="" type="checkbox"/> ケースのき裂・変形・緩み、 <input checked="" type="checkbox"/> エLEMENTの汚れ・損傷、 <input checked="" type="checkbox"/> 油量	目視、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	<input checked="" type="checkbox"/>	
			f *弁すき間	弁すき間(吸最大 mm-最小 mm) (排最大 mm-最小 mm)	シクネスゲージ	—	—
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	—	—
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—	—
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○-不良×	目視、ノズルテスター	—	—
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	<input checked="" type="checkbox"/>	

ディーゼル電子制御式エンジン

「f 弁すき間～i 噴霧状態」について、検査内容の「電子制御」を「○」で囲み異常であることを示し、検査結果及び補修欄は検査不可能の為「—、—、—」を記入する。

併せて、「事業者への要請等」の欄に、「No.1 エンジン本体が不良です。電子制御式エンジンですのでメーカー系サービスショップで専門の点検を受けて下さい。」等、記述する。

(5) 記入要領解説（車検対象車の12カ月定期点検整備記録簿の添付）

フォークリフト、車両系建設機械、高所作業車で、道路運送車両法第四条に基づき自動車登録している車（いわゆる車検が必要な車両）は、12カ月定期点検の対象装置と特定自主検査の対象装置が重複する場合、12カ月定期点検整備記録簿（写し可）を添付することで、その装置の特定自主検査の記録として置き換えることができる。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	
エンジン	1	本体 ※ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。 ※弁すき間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b,cに異常がない場合は、この検査を省略してもよい。	a *始動性	かり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動	目視、操作、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			b *回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転 ( min <sup>-1</sup> )、 無負荷最高回転 ( min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診、回転計	<input checked="" type="checkbox"/>	
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			d *エアリーナー	ケースのき裂・変形・緩み、ELEMENTの汚れ・損傷、油量	目視、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			e *締付け	シリンダーヘッド、マニホールドの取付	トルクレンチ	<input checked="" type="checkbox"/>	
			f *弁すき間	弁すき間(吸最大 mm-最小 mm) (排最大 mm-最小 mm)	シクネスゲージ	—	—
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計	—	—
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター	—	—
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○-不良×	目視、ノズルテスター	—	—
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診	<input checked="" type="checkbox"/>	
			k *エンジンマウント	ブラケットのき裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、レンチ等	<input checked="" type="checkbox"/>	
2	*潤滑装置	油圧、汚れ、油漏れ、*ELEMENTの汚れ・損傷	目視		別紙定期点検記録簿参照		
3	*燃料装置	燃料漏れ、ホース及びパイプの損傷・老化、*フィルターの汚れ・目詰まり	目視				
4	高圧ガス燃料装置	ガス漏れ、導管及びホースのき裂・損傷、ボンベ取付・損傷、フィルターの汚れ、目詰まり	目視、検知器、レンチ等				
5	ブローパイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診				
6	*冷却装置	水量、汚れ、漏れ、ホースの損傷・老化、ラジエーターキャップの機能ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバーのき裂・変形・緩み	目視、聴診、スケール				

フォークリフトのエンジン部分

(6) 記入要領解説 (添付書類の説明文記入の詳細)

記入スペースが少ない場合は、参照マークを付け「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄に説明文を記入する。

【例】コンクリートポンプ車の詳細記録表添付

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
架 設 装 置 ・ 車 体	38	サブフレーム(戻りアライメント)	亀裂、変形、取付ボルト及びナットの緩み・脱落	目視、探傷器、レンチ	※	1参照
	39	ブーム受台	亀裂、変形、緩衝ゴムの損傷・脱落、取付ボルトの緩み・脱落	目視、レンチ	✓	
	40	ブーム、ブームボックス、フロート	引っ掛かり、亀裂、変形	目視、操作、探傷器	※	1参照
	41	ロック、ロックピン	ロック作動、ピン変形、チェーン損傷	目視、操作	✓	

「※1参照は、特定自主検査詳細記録表を参照してください。」等

(7) 記入要領解説 (区分全体が該当なしの記入)

区分①全体が該当なしの場合は、区分全体で斜め線「\」で消すことができる。区分の中が小区分に分かれている場合は、小区分で区切り「\」で消すことができる。

左上から右下への斜線は、横書き文の書出しから書終りまでを削除する意味を持つ。

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容	
作 業 用 動 力 ( エ ン ジ ン )	1	本 体  *ガス漏れ、水漏れが認められない場合は、この検査を省略してもよい。  *弁隙間の異常による異音がなく、検査項目No.a,b及びeの関連機能に異常がない場合は、No.f,g,h及びiの検査を省略してもよい。	a *始動性	かかり具合、異音、予熱栓	目視、操作、聴診	\	
			b *回転の状態	アクセルの作動、回転具合、アイドリング回転速度 ( min <sup>-1</sup> ) 無負荷最高回転速度 ( min <sup>-1</sup> )	目視、操作、聴診、回転計		
			c *排気の状態	排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ	目視、操作、聴診		
			d *エアクリナー	ケースのき裂・変形・緩み、エレメントの汚れ、損傷、油量	目視、触診		
			e *給油付け	シリンダーヘッド・マニホールドの取付	トルクレンチ		
			f *弁隙間	(吸最大 mm-最小 mm)(排最大 mm-最小 mm)	シックネスゲージ		
			g *圧縮圧力	圧縮圧力 (MPa)	圧縮圧力計		
			h *噴射圧力	噴射圧力 (MPa)	ノズルテスター		
			i *噴霧状態	噴霧状態 良○不良×	目視、ノズルテスター		
			j *過給器	異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ	目視、聴診		
			k *エンジンマウント	ブラケットの亀裂・変形、防振ゴムの損傷・劣化、取付	目視、レンチ等		
2	*潤滑装置	油量、汚れ、油漏れ、*エレメントの汚れ・損傷	目視				
3	*燃料装置	燃料漏れ、ホースの損傷・老化、*エレメントの汚れ・目詰まり	目視				
4	*冷却装置	水漏れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・老化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等のき裂・損傷・変形・取付	目視、スケール				
5	*電気装置	充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線確認・損傷	目視、聴診、テスター				
6	ブローバイガス還元装置	バルブの作動、配管の詰まり・損傷	目視、聴診				
7							
作 業	8	電動機本体	振動・異音、ブラシ摩耗・当たり、コンミーター汚れ・摩耗、取付	目視、聴診、スケール	✓		
	9	コンタクター	振動、損傷、摩耗	目視、操作	✓		

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修 内容
作 業	16	ブーム(ラダー)	ゆがみ(本体、取付)、おじれ、トップ部へこみ、側面板のうねり、打こん・腐部へこみ、(パッド部のがた)摩耗、溶接部き裂・損傷	目視、操作、(スケール)探傷器	✓	X
	17	絶縁ブーム・絶縁カバー	き裂・損傷・汚れ、取付	目視	✓	
	18	ヒンジピン	連結部がた、取付	目視	✓	
	19	伸縮又は摺折機構	チェーン・スプロケットの損傷・摩耗・たるみ、取付ピン損傷・抜け止め異常、リンク・ピン等のき裂・損傷、取付、連結部がた、ワイヤロープ直径減少、索線切れ	目視、スケール	✓	
	20	送油装置(ケーブルベア)	ケーブルの取付、損傷・摩耗・変形、作動、損傷、油漏れ、索線ケーブルの損傷	目視、操作	✓	
	21	リフトアーム、マスト	異音・引っ掛かりがた、き裂・おじれ・かじり、取付、ヒンジピン損傷・取付、連結部がた	目視、操作		
昇 降	22	リフトチェーン、ワイヤロープ	損傷・摩耗、取付ピン損傷・抜け止め異常、たるみ	目視		

高所作業車(トラック式)の作業用動力と作業装置

- (8) 記入要領解説（検査内容欄の（ ）内に測定値を記入する場合）  
 （ ）内には（「レ」、「○」、「一」）を付けない。但し、制御弁の場合を除く。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
かじ取り車輪	✓ ストッパーボルト取付、車輪と他の部分との接触 旋回半径（左 1,920 mm・右 1,910 mm）	✓ 目視、レンチ等、巻尺	✓		
自然降下量、(自然前傾量)	✓ 降下量（ 8 mm / 15 分）(電圧計)（ 29 mm / 15 分）	(スケール) ✓ タイマー			✓
バッテリー	✓ 液量・✓ 電解液比重（最高 1.280 ・最低 1.260 ） 各電槽の電圧（最高 2.11 V ・最低 2.08 V） ✓ 端子緩み・✓ 損傷・✓ 腐食、✓ 容器損傷・漏れ、✓ ド・✓ ネクタ損傷・接続	✓ 目視、✓ 触診、✓ 比重計、✓ テスター、 ✓ レンチ等	✓		
制御弁（コントロールバルブ）	✓ 作動、油漏れ、✓ 取付 (リリーフ圧) (リフト) 14.3 MPa、✓ ティルト 10.3 MPa	✓ 目視、✓ 操作、✓ レンチ等 (油圧計)			✓ A

- (9) 記入要領解説（最近のフォークリフト）

- (i) AC制御式フォークリフトの過電流制御装置、安全装置

AC制御式フォークリフトは、常に過電流の発生を制御し、また異常発生時はエラー表示や車両停止の機能がある。したがって、過電流制御装置や安全装置に該当する装置は無い。

・異常がない場合は、AC制御に「レ」を記入し、他の検査内容は、「一」で消す。検査結果は良に「レ」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
e 過電流制限装置	モーターの最大電流値(走行用) _____ A 荷役用 _____ A、AC制御	電流計	✓		
f 安全装置	コンタクターの作動(アークを引き開く・開かない・閉じない)、AC制御	目視、操作	✓		

- (ii) ストッパーボルトが無いフォークリフトの最小旋回半径測定

ストッパーボルトが装着されていないフォークリフトは、構造上最小旋回半径の変動はない。

・連結部に、がた及び摩擦が無ければ、良と判断し下表のとおり記入する。なお、リーチ式も同様。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
かじ取り車輪	✓ ストッパーボルト取付、車輪と他の部分との接触 旋回半径（左 _____ mm・右 _____ mm）	✓ 目視、レンチ等、巻尺	✓		

- (iii) 湿式ディスクブレーキ

湿式ディスクブレーキはその構造上、分解検査は困難である。

・検査箇所に「湿式」と追加記入し、湿式ディスクブレーキであることを示す。パッドは該当なしなので「一」で消す。

・検査が困難なため、検査結果及び補修内容に「一、一、一」を記入する。

検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容
			良	不良	
湿式 ブレーキディスク、パッド	パッドの引きずり・厚さ、ピストンの油漏れ、ディスク・キャリパーのき裂 ・損傷・摩擦、取付	目視、ノギス、レンチ等、 探傷器	—	—	—

(10) 補修内容の記入例

一般に検査の結果、異常と判断された場合は、正常な状態に復帰させるために補修等の作業が行われ、その作業を区分して表示する必要がある。

作業を区分すると次の表に示すように区分される。

記号順位の数字が小さいほど順位は高くなる。

記号順位	記号	区分	意味	作業例
1	×	交換	検査の結果、交換した。 (部品(アッセンブリー)、油脂類、液類の交換作業など)	・バケットのツース、摩耗大のため交換した。 ・油圧シリンダーをアッセンブリー交換した。 ・ヘッドライトをアッセンブリー交換した。
2	⊗	分解交換	検査の結果分解して部品を交換した。	・油圧シリンダーを分解してシールを交換した。 ・ヘッドライトを分解して、バルブを交換した。
3	△	修理	検査の結果、修理した。 (溶接、板金作業など)	・取付穴を溶接肉盛り修理した。 ・シリンダーロッドの擦り傷を修正した。
4	A	調整	検査の結果、調整した。 (各部遊び、すき間、角度などの調整作業)	・タイヤの空気圧不足のためエアを調整した。 ・クラッチ切れ不良につきベダルの遊び調整した。
5	T	締付	検査の結果、締付けた。 (緩んだ箇所を増し締めする作業)	・ホイールナットを増し締めた。 ・旋回ベアリング取付けボルトを増し締めた。
6	C	清掃	検査の結果、清掃した。 (粉塵、油などによる汚れを取り除く作業)	・エアクリーナーの汚れの清掃を行った。 ・バッテリーのターミナル部の汚れの清掃を行った。
7	L	給油水	検査の結果、給油水した。 (油脂、液類を補給する作業)	・エンジンオイルが不足のため補給した。 ・バッテリー液が不足のため補給した。
8	—	該当なし	検査する当該機械に記録表の検査箇所がない場合は、検査結果欄及び補修内容欄に記入する。	

(i) 補修内容欄には、表の記号(「×」、「⊗」、「△」、「A」、「T」、「C」、「L」)を記入する。

(ii) ひとつの補修項目で作業が複数にわたる場合は、表中の記号順位に従い、その中で最も高い順位の記号を記入する。

油圧シリンダーを分解してシールを交換した。この作業には、部品交換の外にロッドの擦り傷の修正を行った。この場合補修内容欄には、「⊗」を記入し、修理した「△」は記入しない。

No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果 良 不良	補修内容
27	油圧シリンダー	①動作、②油圧、③伸縮量、④打痕、⑤亀裂、 ⑥面がり、⑦擦り傷	①ブーム用 グレード用 ②ブーム用 *オナー用 ③(バケット用) オナー用	⑧取付 ⑨ケール、 ⑩ワイマー	① ② ③ ④

(iii) 分解交換の「⊗」記号が記載されていない記録表を使用する場合は、備考欄等の余白部に分解交換の「⊗」記号を追記して使用する。

「✓」印の記号を記載する。

略した場合は\*印を○で囲む。  
な補修内容等の詳細説明を要する

取得した) 機械は、荷役装置又は  
されるものについては、当該部分  
検査項目とした。  
」との共通検査項目であり、\*\*

**分解交換 ⊗**

記号	交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
	×	△	A	T	C	L	—

© 2009 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

### 3. 事業者への要請等及び補修等の措置内容の記載

特定自主検査は、機械の状態を客観的且つ正確に把握することが必要である。検査の結果明らかになった不具合箇所は、速やかに補修等を行わなければならない。

また、検査業者においては、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」第19条の20第6号において、「その他特定自主検査に関し必要な事項」を記載することと規定されている。詳細は基発第79号（S53. 2. 10）により、「検査業者が特定自主検査を行ったときに事業者に勧告した事項等」と定められている。これらには次の内容が含まれるので、「事業者への要請等」の欄に記載すること。

- (1) 検査の結果、不良と判定されたが補修しなかった事項。
- (2) 検査の結果、良と判定されたが稼働時間の経過に伴ない異常の発生が予見される事項。

「補修等の措置内容」の欄には、検査の結果、異常が認められ補修を行なった内容（不具合箇所と内容、補修を行った年月日、補修の内容）を記載すること。

### 4. 記録表の管理

- (1) 記入にあたり、修正が出来ないボールペン等（黒色が望ましい）を使用する。
- (2) 検査記録表の管理

#### (i) 保存年限

検査記録表の保存年限については3年間と定められているので、的確にファイリングして保存・管理すること。（安衛則第151条の23等）

検査済標章の番号順に月ごとにファイルする等、記録表の発行漏れ防止に努めること。

#### (ii) 正本、副本の取扱い（検査業者）

##### ① ノーカーボン式記録表のもの

ノーカーボン式は、「正」「副」の表示がある。

1枚目が「正」で、事業者が保管する。

2枚目が「副」で、検査業者が保管する。

##### ② 普通紙記録表のもの

前記①に準じて1枚目を「正」、2枚目を「副」として取扱うこと。

#### (iii) 再発行の場合の取扱い（検査業者）

再発行の場合は、次の手順で処理すること。

① まず「証明書・検査標章再発行申込書」を受領する。（業務マニュアル参照）

② 申込書の機械について、検査台帳や記録表の控等により検査の事実を確認する。

③ 再発行の方法としては、次のいずれかとする。

イ. 記録表の控のコピーに、「原本と相違ない」旨の証明をする。

ロ. 記録表の控と同じものを作成する。検査者及び責任者はそれぞれ本人が署名する。

④ 検査台帳の当該摘要欄に、再発行年月日及び再発行申込No.を記載するとともに、再発行申込書は記録表と一緒にファイルする。

## 【 参 考 】

・建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針

1. 排出量を増加させないための燃料（軽油）の使用。
2. 排出量を増加させないための点検整備の実施。
  - ① 1年以内ごとに1回定期検査を実施すること。
  - ② 定期検査は、法第45条第2項の特定自主検査を行う有資格者及び検査業者で可。

上記により、特定自主検査記録表の〔排気ガス検査共用〕項目に、★印を付けた。（★★印は〔排気ガス検査専用〕項目）特定自主検査と排気ガス定期検査の両者の記録表として、使用すること。

## 5. Q &amp; A

Q	A
OEM 製品の場合、メーカー名や型式は製造会社のを記入すべきか。	ブランド名、ブランド型式を記入しても構いません。
エンジン回転数は、モニター表示の数値を記入してもよいか。	モニター表示の数値を記入して構いません。
検査箇所項目にない装置が装着されていて、これを検査した場合、どのように記録したらよいか。	同区分のブランク欄を使用してください。ブランク欄がない場合は、「事業者への要請等」欄又は「補修等の措置内容」欄を使用し、必要事項を記入してください。
特自検実施日よりかなり前に実施した12カ月定期点検記録簿でも検査項目省略用として添付可能か。	特自検実施日から見て一年以内のものなら有効ですが、次の12カ月点検を実施することが前提です。
使用しなかった検査方法を「一」で消してもよいか。	基本ルールでは手数を省くため消さないとしていますが、「一」で消しても構いません。
ウォーターポンプのインナーキット交換「⊗」と冷却水交換「×」を実施した場合、補修内容欄に「⊗」を記入してもよいか。	作業区分記号の順位に従い「×」と記入して下さい。
検査結果が不良でも、事業者が修理を行わない場合、どうしたらよいか。	事業者への要請等の欄に「速やかに補修等の措置を行うよう」の旨を記載・説明し、検査済標章を渡し、修理を行った後、事業者が標章を貼付するよう依頼してください。
「事業者への要請等」欄は空欄でもよいか。	不具合箇所が無い場合でも、定期点検整備の重要性を説明し、継続実施の励行を促す等のコメントを記述してください。
「補修等の措置内容」欄にも補修をしなかった不良の内容を記入してよいか。	基本ルールでは、補修をしなかった不具合は「事業者への要請等」欄に記入するとしていますが、「補修等の措置内容」欄に併記しても構いません。

## 6. 検査記録表（証明書）の種類と対象機種

特定自主検査記録表一覧

区 分	No	機 種	様 式	摘 要	
1、フォークリフト	1	エンジン式フォークリフト	SR-LE-01/02		
	2	バッテリー式フォークリフト	SR-LB-01/02		
	3	リーチ式フォークリフト	SR-LR-01/02		
2、不整地運搬車	4	不整地運搬車	SR-GR-01/02		
車 面 系 建 設 機 械	3-1 共通機体	5	油圧式共通機体	SR-KB-01/02	
		6	機械式共通機体	SR-KB-03/04	
		7	下部走行体（トラック）	SR-KL-01/02	
		8	ジブ、リーダー、ワイヤロープ	SR-KJ-01	
	3-2 整地・運搬・ 積込用機械	9	ブル・ドーザー トラクター・ショベル（クローラー式）	SR-GB-01/02	
		10	トラクター・ショベル（ホイール式）	SR-GL-01/02	
		11	モーター・グレーダー	SR-GG-01/02	
	3-3 掘削	12	油圧ショベル（クローラー式）	SR-EHC-01/02	
		13	油圧ショベル（ホイール式）	SR-EHW-01/02	
		14	クレーン機能付油圧ショベル（クローラー式）	SR-ECC-01/02	
		15	クラムシェル	SR-ES-01	※1・※3又は※2
	3-4 基礎工事用	16	ディーゼルバイルハンマー	SR-FHD-01	※1・※3
		17	油圧バイルハンマー	SR-FHH-01	※1・※3
		18	硬質地盤油圧式くい圧入機	SR-FB-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		19	振動バイルハンマー	SR-FV-01	※1・※3又は※2
		20	アース・ドリル	SR-FD-01/02	※1・※3又は※1・※3・※4
		21	一体型せん孔機	SR-OB-01/02	
		22	分離型せん孔機	SR-OB-03/04	※1・※3
		23	アース・オーガー	SR-FA-01	※1・※3又は※1・※3・※4又は※2
		24	建柱車	SR-FP-01/02	※4
	3-5 締固め用	25	ロードローラー及びタイヤローラー	SR-RR-01/02	
		26	振動ローラー	SR-RV-01/02	
	3-6コンクリート	27	コンクリートポンプ車	SR-CP-01/02	※4
	3-7 解体	28	ブレーカ	SR-EB-01	※2
		29	鉄骨切断機、コンクリート圧砕機	SR-ETC-01	※2
		30	解体用つかみ機	SR-ENG-01	※2
		31	特定解体用機械	SR-EL-01	※2
4、高所作業車	32	高所作業車	SR-HL-01/02	※4	
	33	高所作業車（トラック式）	SR-HT-01/02	※4	
5、その他	34	事業者への要請等及び補修措置	SR-ZC-03		

（注）補修措置欄が無い又は不足する場合は、様式 SR-ZC-03 等を使用する。

- ※1 共通機体（SR-KB-01/02又はSR-KB-03/04）とセットで使用する。
- ※2 油圧ショベル（SR-EHW-01/02又はSR-EHC-01/02）とセットで使用する。
- ※3 ジブ、リーダー、ワイヤロープ（SR-KJ-01）とセットで使用する。
- ※4 車検対象車で12ヵ月定期点検を受けていない場合は下部走行体（トラック）（SR-KL-01/02）とセットで使用する。

## 協会PR

# あなたは特定自主検査記録表を 正しく書いていますか??

## 実務研修 記録表作成コースのご案内



特定自主検査の結果を  
検査記録表に  
正しく記録します。

### 正しい特定自主検査記録表の記入方法を学ぶ。

※ 特定自主検査を実施した場合、その結果を記録しておくことが労働安全衛生法第45条で定められています。

この検査結果は特定自主検査を実施した検査者（員）が「検査記録表」に記入しますが、誰が見ても判るように正しく記録されていることが重要です。

検査記録表は機械の進歩にともなって改善しています。これに伴い、記録表の記入方法も改善されています。本研修を受け、最新の知識を身に着け、特定自主検査についての正しい検査方法および正しい記録表の記入方法を修得することをお勧めします。

関係法令 労働安全衛生法 第45条 第1項

労働安全衛生規則 第151条の23、第169条、第194条の25

開催の予定は建荷協ホームページにてご確認ください。www.sacl.or.jp

### 特定自主検査記録表の記入要領（製品版）(TC-ZC-02-Q)

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。(R2.43改訂Q版発行)

製品版では本誌に掲載されている特定自主検査記録表の記入要領に加え、記入演習課題例を多数掲載しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440円（税込）	550円（税込）



# ベテラン研修講師及び研修業務管理者の交流・研修会 開催

建設荷役車両安全技術協会 本部

建荷協では、昨年度に引き続き支部で研修講師をされている方々や講習の業務管理をしている支部事務局長を対象に、講師同士の交流や研修の場として「ベテラン研修講師及び研修業務管理者の交流・研修会」（以下ベテラン講師交流・研修会）を令和2年2月25日～26日の2日間に渡り開催しました。

初日は、各建機・フォークリフトメーカーの最新情報や安全対策及び検査記録表についての最新情報などの紹介があり、2日目は、6グループに分かれての討議、プレゼンテーションが行われました。

支部を超えて活発な意見交換が行われベテラン研修講師同士の絆が深められました。

## 1. 研修会概要

開催日：令和2年2月25日（火）  
～26日（水）

開催場所：日本教育会館9階  
「光琳の間」

講師：

[研修委員] 4名

川口 啓（住友建機販売株）

梅田 正徳（トヨタL&F東京株）

麻生 文士（三菱ロジスネクスト株）

伊藤 光男（酒井重工業株）

[建荷協職員] 8名

特別講師：曲木 秀人（住友建機株）

受講者：23名

## 2. プログラム

日時	内容	担当
2月25日（火） 13:00～18:00	1. 研修の概況	佐口
	2. 各社の最新情報	
	2.1 三菱ロジスネクスト	麻生
	2.2 住友建機	曲木
	2.3 酒井重工業	伊藤(光)
	3. 記録表記入要領	伊藤(-)
	4. 研修機材及び検査実習等について	梅田
	5. 不正事案・災害事例	川口
2月26日（水） 9:00～12:10	6. 建荷協本部の業務概要	本部各部
	7. 講義用副教材について	持田
	8. グループ討議(1) ・説明と事前準備	佐口
	9. グループ討議(2) ・役割分担決定 ・討議(情報共有化) ・討議(問題点洗い出し) ・討議(対策と要望)	各グループ
	10. プレゼンテーション講評	各グループ 蓬田/持田
	修了証授与	小澤常務

### 3. 交流・研修会開催

#### (1) 挨拶、研修概況説明

開催にあたり小澤常務理事から本研修会の趣旨説明と、当研修会で得られた最新の情報等を支部で開催する研修等において有効に活用して頂くことを期待する旨の挨拶がありました。

続いて佐口調査部長から建荷協の実施している研修・教育の実施概況及び仕組み等について説明がありました。

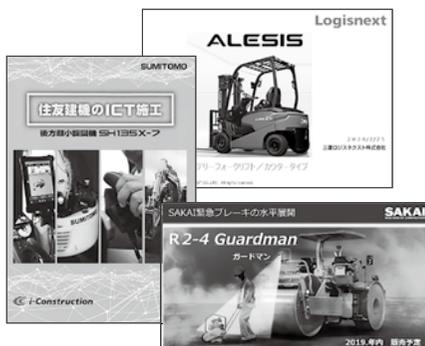


進行の佐口部長

#### (2) 各社の最新情報

研修委員講師から各社の新製品、新システム等の最新情報、特自検に関連した安全に対する取組みなど織り交ぜた説明がありました。各講師の説明テーマは下記の通りです。

- ア 新型バッテリーフォークリフト  
「ALESIS」 三菱ロジスネクスト
- イ ICT施工 住友建機
- ウ 締固め用機械の災害発生状況と対策としての自動ブレーキ 酒井重工業



各社の最新情報

#### (3) 記録表の記入要領の注意点

伊藤（一）講師から「検査記録表の記入要領の注意点」について最近改訂された変更ポイントなどを中心に説明がありました。

検査記録表の記入要領に関する質疑応答では、常日頃から持っている疑問や事務局に対しての要望事項などの意見交換がなされました。



記録表の記入要領

#### (4) 研修機材及び検査実習等について

#### (5) 不正事案・災害事例

梅田講師から「研修機材及び検査実習」について、引き続き、川口講師からは無資格者による検査関連の行政処分の実態等の紹介がありました。

#### (6) 建荷協本部の業務概要

#### (7) 講義用副教材について

休憩をはさんだのち、各部長から建荷協本部の業務概要について説明があり、その後持田部長より講義用副教材の制作にあたり、各受講者へ工夫事例の提出依頼がありました。



研修風景

#### (8) グループ討議(1) 準備

初日最後は、2日目に実施されるグループ討議に関する説明と事前準備が行われ、以上で初日の研修が無事終了しました。

#### (9) グループ討議(2) 実施

2日目は、受講者を、フォーク、建機、高所作業車および管理の6グループに分け、グループごとに事務局があらかじめ用意したテーマについて、改善ストーリーに則り、討議を行いました。

##### グループ分けと課題テーマ

	グループ	課題テーマ
講師 G	フォークリフト1	検査実習の問題点
	フォークリフト2	実技の問題点
	整地運搬車	座学の問題点
	高所作業車	検査実習の問題点
管理 G	管理者1	研修計画について の問題点
	管理者2	講師の確保(育成) についての問題点

また、各グループには、討議を活発にすすめるため、講師、建荷協職員がコーディネーターとして参加しました。



グループ討議風景

#### (10) プレゼンテーション

討議終了後、洗い出された問題点とその原因、そしてそれについての対策案をワードやパワーポイントなどで作成し、各グループ6分間の持ち時間でプレゼンテーションを行いました。

短い時間ではありましたが、各グループとも討議内容を非常に分かりやすくまとめ、プレゼンテーションもそれぞれに工夫を凝らし実施していました。



フォークリフト1グループ



フォークリフト2グループ



整地運搬車グループ



高所作業車グループ



管理者1グループ



管理者2グループ

### プレゼンテーション



講評する両部長

プレゼンテーション終了後、蓬田、持田両研修部長より、当研修で学んだことを、これからの研修・教育に活かしてほしい旨と研修についての良いアイデアがあれば研修部へ提案して頂きたい旨のお話がありました。

受講者アンケートによれば、グループ討議で情報交換ができたこと、また日頃考えている問題点や抱えている悩みを話し合えたことが非常に有意義であったとの意見が多く寄せられました。

#### 4. 修了証授与



修了証授与

すべての研修プログラムが終了したのちに、小澤常務より、受講者の皆さんに修了証が手渡されました。

これをもってベテラン講師交流・研修会は2日間の日程を滞りなく、かつ盛況の内に終了しました。

受講者の皆様、ご苦勞様でした！

## イラスト災害事例

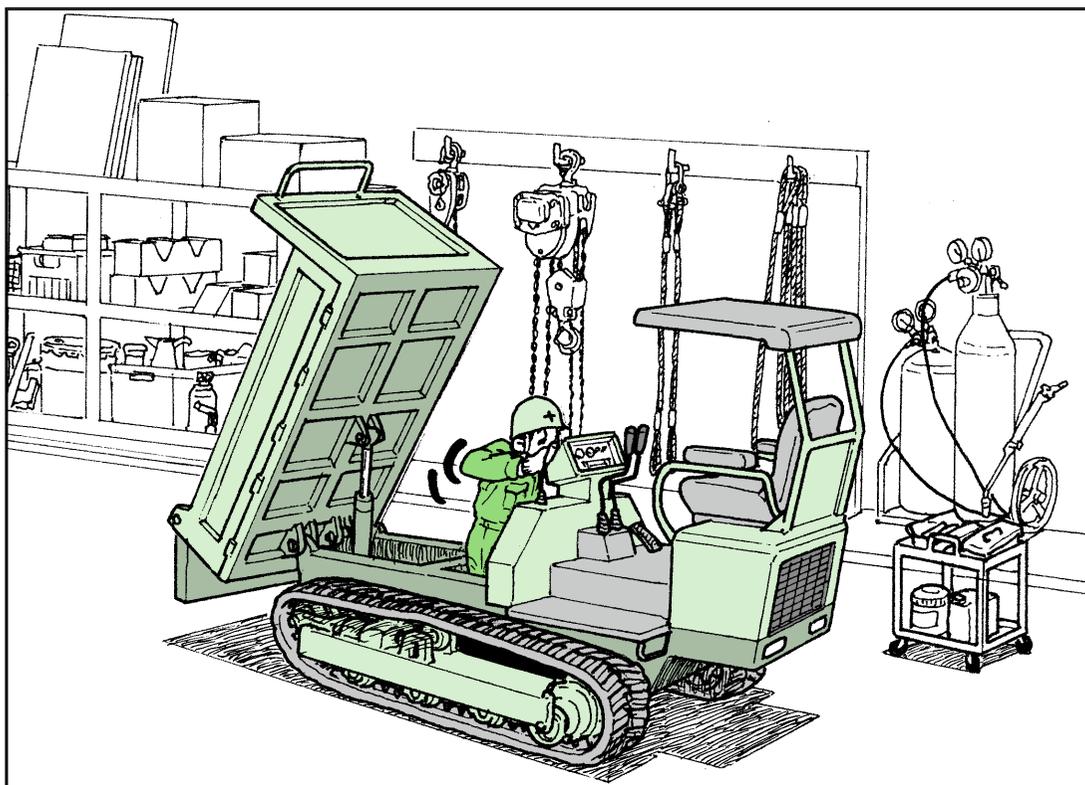
車両系荷役運搬機械および車両系建設機械・高所作業車(特白検対象機械)の労働災害事例について、災害発生前と発生後をイラストにして説明しています。職場の皆様でご覧になり、安全作業、危険予知活動等にご活用ください。

### 1. 車両系荷役運搬機械の災害事例

**【分類】 起因物：不整地運搬車 事故の型：はさまれ・巻き込まれ**

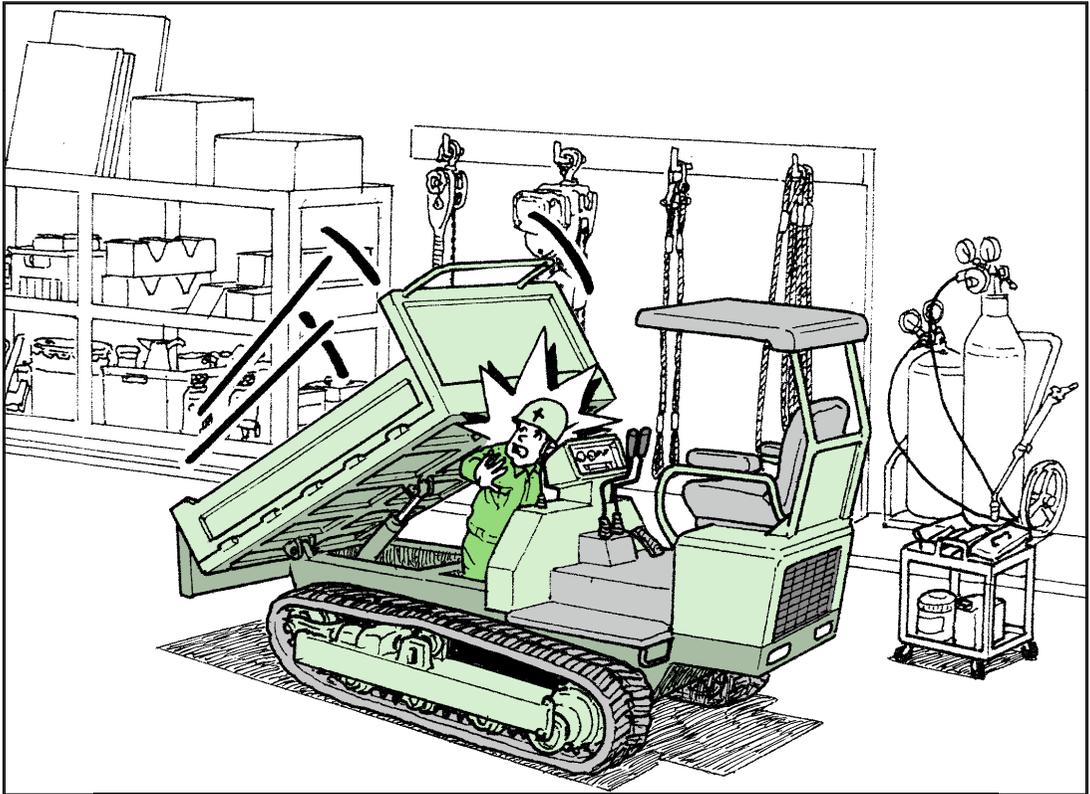
1-1 この状況で予知される災害は？(どんな危険が潜んでいるのでしょうか…)

整備工場において、不整地運搬車の荷台を上昇させ、荷台下から計器盤の部品の整備を行っていました。



## 1-2 こんな災害が発生しました（どうすれば防げるでしょうか…）

突然荷台が降下し、作業者が荷台と車体にはさまれました。



### 【災害発生防止のポイント】

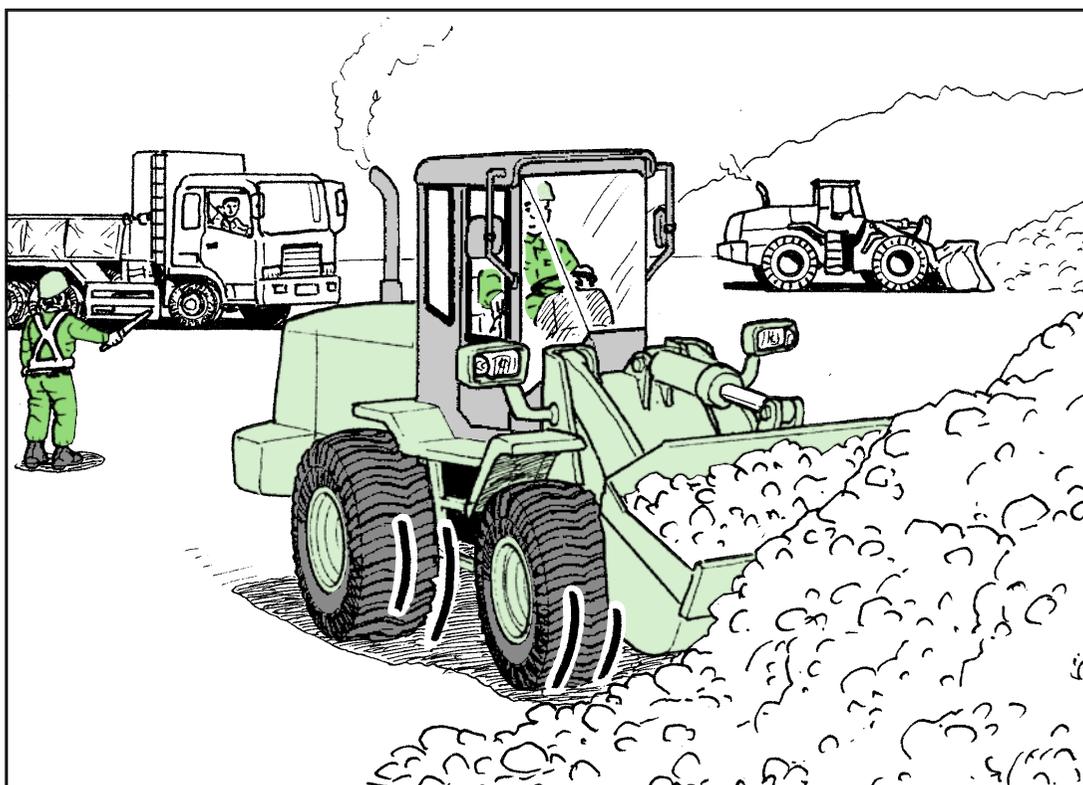
- 修理等で荷台の下に入り作業する場合は、エンジンを停止し、荷台操作レバーは保持の位置に、ロックレバーをロック位置にして、安全支柱、安全ブロック等の降下防止措置を施すこと。
- 作業指揮者を定めその者が作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。また安全支柱等の使用状況を監視すること。

## 2. 車両系建設機械等の災害事例

【分類】 起 因 物：整地・運搬・積込み機械 事故の型：激突され

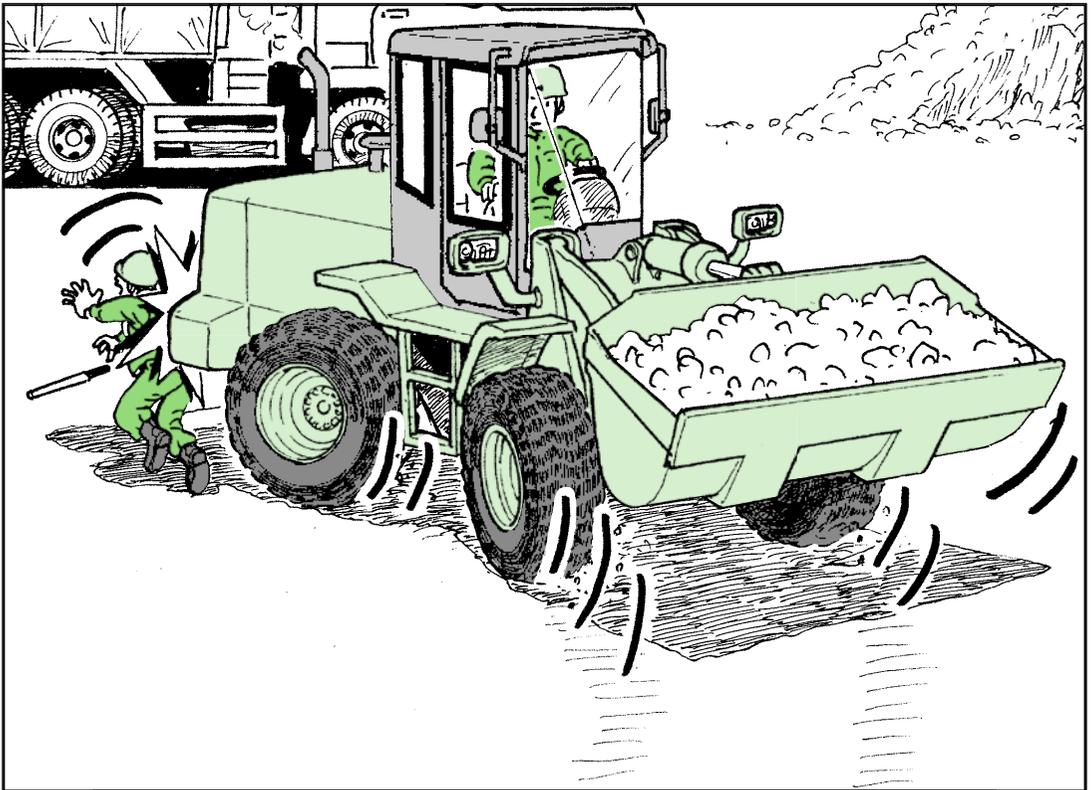
### 2-1 この状況で予知される災害は？（どんな危険が潜んでいるのでしょうか…）

処理場において、トラクター・ショベルで掘削した土砂の運搬作業をしていました。



## 2-2 こんな災害が発生しました（どうすれば防げるでしょうか…）

車両誘導作業をしていた作業員に気づかず後進したため、作業員がトラクター・ショベルの右側後輪に巻き込まれました。



### 【災害発生防止のポイント】

- 重機作業区画内は立ち入り禁止とする。やむをえず立ち入らせる場合は誘導員を作業区画毎に配置すること。
- 後進する際は周囲をよく確認し、なおかつホーンを鳴らす等の合図を行うこと。

## DHJ60-3多目的掘削仕様機の開発

大塚 明宏\*

### 1. はじめに

アースドリル機による基礎施工は低騒音、低振動に加え、機動性が良く施工能率が高いため、近年市街地での施工実績が増加している。ただし、市街地などの施工現場は周りがビルに囲まれた狭隘地が多く、小回りが利くサイズの施工機が求められている。

また建替え工事を行う際には、取り壊した既設建物の基礎構造物が地中障害物となるため、杭施工前に撤去しなければならない。近年、地中障害物撤去用にヨーロッパ製の掘削機が国内に導入されているが、アースドリル工法による拡底杭施工やクレーン作業が出来ないため、同現場でこれらを行うには別の機械が必要となる。



写真1 DHJ60-3多目的掘削仕様機

この度当社では、1台で地中障害物撤去・アースドリル工法・クレーン作業が可能な狭隘地向けDHJ60-3多目的掘削仕様機を開発したので、特長について紹介する。(写真1)

### 2. DHJ60-3の特長

DHJ60-3の特長は、狭隘地向けのコンパクトな機体であることと、フロント装置に各種アタッチメントを取付けることで、地中障害物撤去・アースドリル工法・クレーン作業を可能としていることが挙げられる。以下の2-1～2-7でその詳細を記述する。

#### 2-1 適用工法

##### (1) 地中障害物撤去

地中障害物撤去においては、高強度の鉄筋かごやコンクリートを破碎するため、高い掘削能力が要求されている。

本機は、掘削トルク最大 $196\text{kN}\cdot\text{m}$  ( $20\text{tf}\cdot\text{m}$ ) を発揮できるケリードライブを搭載しており、これに長さ9m外径 $\phi 355\text{mm}$ の4段伸縮のロッキングケリーバを装着することで、最大30mの掘削が可能である。また、フレックスカップリング（オプション）を装着することで、最大 $\phi 2000\text{mm}$ ケーシング掘削が可能になる。(写真2)

\* 日本車輛製造株式会社 機電本部 開発技術部 特機グループ

ケリードライブの昇降方法は、ラック&ピニオン方式を採用しており、最大引抜力201kN (20.5tf)、最大押込力115kN (11.7tf) であり、DHJ60-3は地中障害物撤去に適したケリードライブを搭載している。

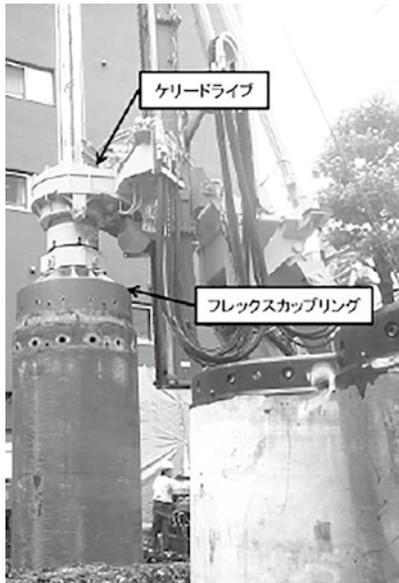


写真2 ケーシング掘削



写真3 ウインチ(左:補巻,右:主巻)



写真4 ロータリテーブル装着

## (2) アースドリル工法

本機は、ワイヤ径 $\phi 25\text{mm}$ の主巻ウインチを搭載しており、杭の大径化に伴うケリーバやバケットの質量増に対応している。(写真3) 施工の深さについては、長さ10.5m外径 $\phi 300\text{mm}$ の4段伸縮の摩擦ケリーバを装着することで、最大34mの掘削が可能である。

さらに拡底杭用のロータリテーブル(オプション、写真4)を装着することで、2倍径拡底バケットBK13-III(軸径 $\phi 1300\text{mm}$ 、拡底径 $\phi 2700\text{mm}$ 、図1)までの拡底杭施工が可能となり、アースドリル機TE4300Hで装着可能な同等クラスの拡底バケットに対応している。

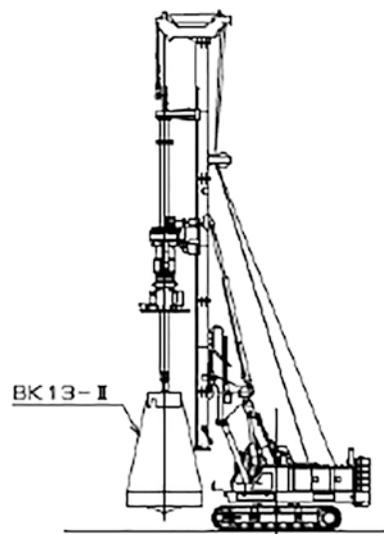


図1 BK13-III装着

## 2-2 クレーン能力

施工現場には、施工機械とは別に様々な資材が必要である。アースドリル工法における資材には、敷き鉄板や安定液管理用水槽、掘削バケット、トレミー管、表層ケーシング等がある。これら資材の運搬、移動には相番クレーンが必要となるが、狭隘地では施工機械とは別の機械を同時に設置出来ないことがある。

本機は、これら資材を移動させることが出来るよう、1本掛けつり上げ荷重8tの補巻ウインチと、1本掛けつり上げ荷重5tのサードウインチを搭載しており、施工と資材移動を1台で可能としている。(写真5) また、ケリーバを取外し、補巻ウインチ2本掛け用フック(オプション)を装着することで、2本掛けつり上げ荷重13tまで能力アップさせ、より重い資材の移動にも対応可能である。



写真5 クレーン作業テストの様子

## 2-3 制御装置

### (1) 施工管理装置

運転席正面に、施工状況を管理する施工管理装置を搭載している。本装置

は、「軸掘り」「ケーシング」「拡底」の内から施工方法を選択することで、掘削トルクや掘削深度、リーダ傾斜角、主巻ウインチのロープ荷重、拡底バケット開閉量等が表示可能である。

また、モニタ下のSL(ステップレス)コントローラのボリュームを操作することで、ケリードライブの掘削トルク及び昇降速度を土質・作業状況に応じて任意に調整可能である。(写真6)



写真6 拡底管理装置

### (2) 杭心復帰制御装置

(PCR: Pile Center Return)

アースドリル施工等では、排土作業が必要となるが、狭隘地では十分な作業スペースが確保できない場合が多く、排土時にフロントフレーム角度(作業半径)を動かす必要がある。しかし、フロントフレーム角度を動かすと杭心が変化するため、排土の度にフロントフレーム角度を調整し、杭心合わせが必要となる。本機は、施工時のフロントフレーム角度を記憶させ、排土後、元のフレーム角度に戻す杭心復帰制御装置を搭載している。(図2)

本装置の操作は、フロントフレーム起伏レバーの杭心セットボタンを押すことでフレーム角度を記憶する。記憶後、フレーム角度に戻す際は、杭心復帰制御スイッチをONにしてフレーム角度を動かすことで、記憶したフレーム角度付近

になると自動的に減速し、記憶したフレーム角度で停止する。(写真7)

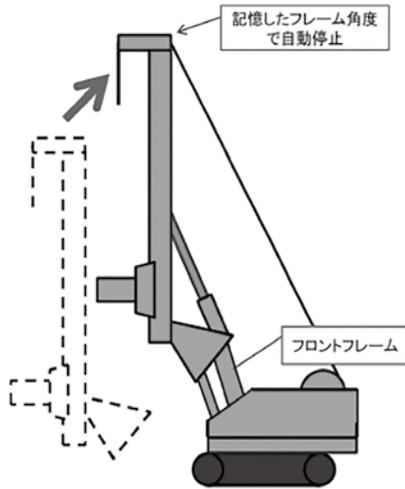


図2 杭心復帰制御装置



写真7 杭心復帰制御スイッチ

(3) 過負荷防止装置 (モーメントリミッタ)

本装置は、クレーン作業時に作業半径やウインチの種類(補巻ウインチかサードウインチ)、ロープ掛け本数等の作業状況下での定格総荷重と負荷率、実荷重を表示し、過負荷がかかる前に操作を止める安全装置である。(写真8)

また、負荷率表示灯(オプション)を搭載することで、外部作業員に負荷状況を3色灯で知らせることが可能である。(写真9)



写真8 過負荷防止装置(モーメントリミッタ)



写真9 負荷率表示灯

2-4 狭隘地作業性

狭隘地での施工現場は、施工機の作業スペースが十分に確保できない場合が多い。上部回転体を旋回する場合、機械後端が周辺の壁や機材に接触しない様、機体はコンパクトなほど有利である。本機は、後端半径を3400mmと可能な限り縮小させ、狭隘地でも小回りが利くサイズとしている。(図3)

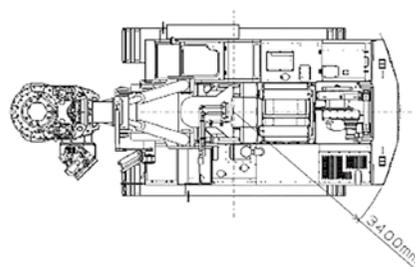


図3 後端半径

また、狭隘地施工現場での自走時騒音は、近隣住民とのトラブルに繋がる場合があり、対策として、走行時騒音防止用と路面保護のために、ゴムパットをクローラに標準装着している。

## 2-5 輸送・組立性

本機は、輸送制限により、カウンタウエイトを分解輸送し、施工現場で取付ける必要がある。本機のカウンタウエイトは、組立作業容易化のため、1段目のカウンタウエイトに取付ガイドを設け、2段目以降のカウンタウエイト組立作業をスムーズに行える構造とした。同時にこのガイドは、ハウスとカウンタウエイトの接触防止用防護壁の役割も成している。(写真10)



写真10 カウンタウエイト

## 2-6 スイングジャッキ用の外部油圧源

ケーシング掘削時の引抜補助として、スイングジャッキを使用してケーシングを引き抜くことがある。この場合、専用の油圧ユニットなどを使用するのは、作業スペースが限られた狭隘地には不向きである。本機は、トラックフレーム中央からスイングジャッキ用の油圧源を取出すことができ、油圧ユニットの設置を省くことができる。(写真11)

また、トラックフレームに反力受け用のブラケットを追加し、回転反力を受けられる様にしている。(写真12)



写真11 スイングジャッキ使用時

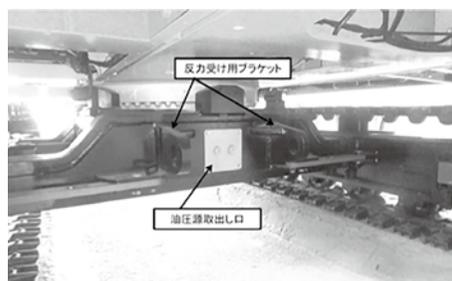


写真12 反力受け用ブラケットと油圧源取出口

## 2-7 諸元

本機の諸元を表1に示す。

表1 DHJ60-3の主な仕様

掘削トルク	66~196kN・m(6.7~20tf・m)
掘削回転数 (1速/2速)	5.3~15.9/10.6~31.9min <sup>-1</sup>
引抜力	201kN (20.5tf)
押込力	115kN (11.7tf)
ロープ径 (主巻/補巻/サード)	φ25mm/φ24mm/φ20mm
補巻つり上げ荷重	78.4kN (8.0tf)
サードつり上げ荷重	49.0kN (5.0tf)
後端半径	3400mm
全装備質量 (BK13-Ⅲ装着時)	69t
接地圧	132kPa (1.34kgf/cm <sup>2</sup> )

## 3. 終わりに

都市部での代替え工事が増える中、本機が活用され、これからますます活躍することを期待している。また、今後も市場ニーズに対応した機械・装置を開発し、基礎建設業界に貢献していく所存である。



## 5 S 活動について考える

運営幹事会 幹事 稲吉 通  
 (株)筑豊製作所  
 取締役福岡支店長

### ■はじめに

事務局から3度目の執筆依頼を受け“幹事をえらく長くやってきたんだな”と思いました。振り返ると“環境活動”“リスクアセスメント”について投稿したように思います。改めてふと思ったことは、オーストラリアの石炭鉱山を視察した時に日本の“5S活動”に対して高い評価を受けたことです。

責任者が日本の5S活動にならって、活動を展開したところ、品質が格段に上がり、効果を発揮したという事です。日本の品質活動もまだまだ、地に落ちてないようです。

### ■5S活動の歴史

ここで、改めて5S活動の歴史について振り返りたい。会社では、昭和の時代から“5S活動”を展開していましたが、ネットで調べてもはっきりした事は分からないようです。ただ、以下のような事が言われており、取上げてみます。

5S活動の歴史は、

1. トヨタ生産方式で言われたしたとか、日本能率協会が言い出した等々。
2. 昭和30年代に「ジャスト・イン・タイム」を検討している中から出てきたらしい。
3. 「IE (Industrial Engineering)」の関連で、日本能率協会がトヨタを指導したころに使われたのではないかと諸説あるようです。

いずれにしても、昔から整理・整頓はワンフレーズで存在し、他に清掃、躰も個別に存在していたようです。

それが、整理・整頓と清掃がまずくつき、それを推進する精神的裏付けが欲しいということで清潔（整理・整頓・清掃を維持すること）が一緒になったようです。さらに、それよりも重要だと言われている躰がその4つに付加された…という所らしい。

昭和30年代の年号が出ているので、この5つの結合も昭和40年代に入る頃には形になって、5Sと呼ばれていたと推察できます。また、5Sという言葉が比較的一般になったのは、昭和60年代以降だと推察されています。

以上が5S活動の歴史の背景のようです。

### ■改めて考える

会社では、品質管理、ISO認証を進める中で、重要な活動として、現在も5S活動を継続しています。

活動の中身は何処でも同じと思います。最後の“S”、躰に対する活動は、“顧客に不快感を与えない礼儀作法、言葉使いを身に付ける。”として展開しています。

私たちの年代では、不快感を与えない礼儀作法とは、どの様な事が皆が理解できる内容です。言葉使いも同様です。

しかし、ここにきて、“不快感を与えない作法とは”“不快感を与えない言葉使い

とは”について、明確な回答が困難になってきています。

顧客も世代交代している中、不快感を与えるのではないかと、私たち年代は思っている、今はそうでもないらしい。

その様な状況の中、責任者がどの様に最後のSの活動を推進すればよいのか、明確な答えが見出せないでいる状況です。

“4S活動”という改善手法も聞こえてくる時代です。躰がここにきて明確な活動として展開が困難になってきているように思います。

### ■「躰」の意味

改めて、5S活動の「躰」が意味するところを調べたところ以下の事が分かりました。

日本語として「躰」と言う言葉からは、子供やペットをしつけるように、風紀が乱れないように厳しくルールを守らせる、といったイメージを抱かれるのではないのでしょうか？

この言葉のイメージが独り歩きして、部下に独自のルールを押し付けたり、サービス残業を強いたりなど、理不尽なことに便利に利用されることも少なくないようですが、しかし意味は全く違い、社員全員で「整理・整頓・清掃」の3S活動を徹底して行い、それが全員当たり前にできるほど習慣化した状態が「躰」だそうです。

それは具体的な行動ではなく、結果・状態です。この「躰」の状態は、3S活動を正しい方法で行い、継続していくことで自然と近づいていくものです。それは強制したり、押し付けたりするものではなく、上司部下関係なく、全員が自発的に行い、風土化している状態です。

しかし多くの人が持つ「躰」という言葉のイメージから、誤解が生じてしまってい

るようです。これは、標語として覚えやすくするため、頭文字を無理やり「S」で揃えようとした弊害ではないかと私は思っています。

ちなみに5Sは世界に広がっていて、英語でもそれぞれ「S」に当てはめた単語で生成されています。

整理 ⇒ Sort (分類する)

整頓 ⇒ Set in order (正しい位置に置く)

清掃 ⇒ Shine (輝く)

清潔 ⇒ Standardize (標準化)

躰 ⇒ Sustain (維持する)

こちらの方が具体的でしっくりきます。特に「清潔・躰」は英語の方が、より正しいニュアンスで伝わる言葉が選ばれているように思います。

### ■今後の5S活動を考える

以前、会社で取り組んだことがあります。ルールを守ろうと言う主旨で、“新3K活動”を行なったことがあります。

“決めた事を決めた通りきちんとする”と言うことで、躰を“顧客に不快感を与えない礼儀作法、言葉使いを身に付ける。”として活動していたために、出てきた活動なので、本来の意味の5S活動を展開すれば、この活動を継続する事ができると思います。

色々な品質上の不具合が、繰り返し発生しています。突き詰めるとヒューマンエラーになりますが、分析すると、決められた事を実はやっていなかった事項によく遭遇します。

この辺も含めて、若い世代への啓蒙、コンプライアンスを考えると、本来の躰で展開するのが適切であるように思えてきました。この様なことを踏まえて、直近の安全会議でも話をしたところです。

以上

# 我が社のセールスポイント

東京都支部  
トヨタエルアンドエフ東京株式会社

平成20年3月号（174号）より、「我が社のセールスポイント」と題して掲載しておりますが、今回で62回となりました。内容については、会員同士が切磋琢磨する情報を提供する場として、通年表彰の「企業賞」の受賞会社に「安全管理」、「整備・検査」、「法令遵守」、「技術開発・考案」、「環境」などについて執筆して頂き、労働災害防止活動の向上や技術開発・改良・考案等に対する意欲の向上等を図る場を提供することを目的としています。

今回も、前回に引き続き平成31（令和元）年度第8回定時総会に於いて表彰された東京都支部のトヨタエルアンドエフ東京様様に執筆をお願い致しました。

## 1. はじめに

当社は、1964年2月にトヨタとしては全国で2番目となるフォークリフトの専売店として設立されました。東京都内に9カ所の営業所を構え、物流システム・産業車両の販売・メンテナンスをおこなっております。

東豊トヨペット株式会社フォークリフト部が分離独立し、東京トヨタフォークリフト株式会社の名称でスタートいたしました。その後1998年に社名をトヨタエルアンドエフ東京株式会社（通称：トヨタL&F東京）に変更し、2001年には筆頭株主がトヨタ自動車株式会社から株式会社豊田自動織機に移行、2005年には株式会社豊田自動織機の完全子会社となり現在に至っております。

当社設立の年に最初の東京オリンピックが開催され、56年の歳月がたった2020年の現在、ふたたび東京オリンピック・パラリンピックが開催されようとしています。今回は選手村や各会場にフォークリフトレン

タルという形で協力させていただくことになりました。新型コロナウイルスの流行に起因する様々な事象が、開催に大きく影響しないことを祈るばかりです。

メンテナンス活動全般におきましては、トヨタL&Fグループ共通の「地域で一番信頼・尊敬される企業へ、お客さまの物流の未来をともに創る～目指せ地域一番の物流ドクター～」を合言葉に、高い次元でのCS（顧客満足度）とES（従業員満足度）の両立を目指しています。



本社外観

## 2. 会社概要

### (1) 概要

会社名：トヨタエルアンドエフ東京株式会社  
 本社拠点地：東京都品川区東品川3-7-6  
 設立：1964年2月7日  
 代表者：代表取締役社長 浅井裕章  
 資本金：3億5千万円  
 売上高：178億円（2019年3月期）  
 店舗：東京都内9営業所  
 従業員数：318名

### (2) 登録機種

- フォークリフト
- 車両系建設機械  
     整地、運搬、積込用・掘削用・解体用
- 高所作業車

### (3) 特自検の実施

- 特自検実施台数：13,903台  
     (2019年)

### (4) 協会の研修・教育への参加人数

- フォークリフト検査者資格取得研修  
     9名
- 車両系建設機械整地等 1名

### (5) 協会事業への参加

- 本部事業：研修委員会
- 支部事業：研修委員会  
     巡回指導委員会  
     フォークリフト検査者資格  
     取得研修

## 3. 安全管理

トヨタL&Fグループで推進しているPRO-up活動を中心に据えています。PRO-upとは、現場の安全・法の遵守・整備品質向上を前提として、全所員がムダ・ムラ・ムリを見つけ自ら改善していきけるプロを目指す（Professionalism-up）とともに

に生産性向上（Productivity-up）を図ることによって、収益の向上（Profit-up）を目指す活動です。

労働災害防止の観点で見ますと、全員参加で5Sを進めることが重要です。5Sの目的は1）安全作業、2）仕事の品質向上、3）生産性向上の3つです。5Sを進めることで、労働災害につながる危険の芽を摘み取ることができます。

例えば、油漏れや水漏れを放置すると滑って転倒する恐れがありますが、こぼれたらすぐに拭くことが徹底されていると転倒の可能性が減少します。また、通路に不要なモノがはみ出ていると危険ですが、はみ出さない措置が講じられていれば、つまづいて怪我をする恐れもなくなります。

作業エリアと歩行帯を分け、ルールを定め安全な職場を維持していくことも5Sの活動の一つです。

## 4. コンプライアンス

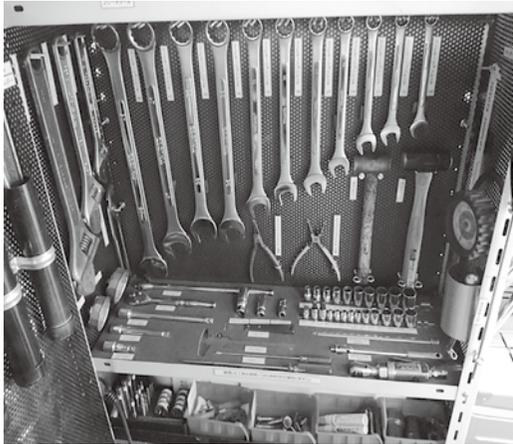
CSR基本方針を策定し、コンプライアンスの取組みをホームページで公開しております。また従業員全員がコンプライアンス・安全衛生方針などを記載した「従業員の行動の手引き」を常時携帯して活動しています。

### [コンプライアンス]

- 関係法令およびその精神を順守し、すべてのステークホルダーに信頼される企業活動を推進します。
- お取引先情報や個人情報の漏洩を防止し、情報保護の徹底に努めます。
- お取引先に対し常に公正な立場で接し法令に従った誠実な取引を行います。
- 不公正な利益や便宜の供与を受ける等の個人的な利益を排除します。

### 5. 技術・改良・考案

整備品質の向上と安全性を両立させるため、工具の配置を誰が見ても分かるように、また工具が足りないなどの異常にすぐに気づけるような改善を実施しています。



車載の工具

また、工場保管の油脂類は品名と数量だけでなく写真とともに明示することで、定位・定量だけでなく間違いを抑止する工夫をしています。

貯蔵内訳				
品名	容量	品名	容量	品名
第一 石油類	非ワシリン 20L	ブルーネ&レックワナー 840ml	クランクオイル潤滑油 0.250ml	潤滑油料ベイト 0.252ml
貯蔵物	1缶	24本	6本	12本
品名	非ワシリン	ブルーネ&レックワナー	クランクオイル	潤滑油料ベイト
容量	18L	300ml	300ml	480ml
第二 石油類	貯蔵物	3缶	7缶	15本
品名	非ワシリン	ブルーネ&レックワナー	クランクオイル	潤滑油料ベイト
容量	18L	300ml	300ml	480ml
第三 石油類	貯蔵物	3本	24本	11L
品名	オートワッシャー	ブルーネ&レックワナー	クランクオイル	潤滑油料ベイト
容量	900ml	300ml	300ml	200ml
第四 石油類	貯蔵物	4缶	12缶	6缶
品名	非ワシリン	ブルーネ&レックワナー	クランクオイル	潤滑油料ベイト
容量	18L	300ml	300ml	480ml
第五 石油類	貯蔵物	1本	1缶	1缶
品名	非ワシリン	ブルーネ&レックワナー	クランクオイル	潤滑油料ベイト
容量	18L	300ml	300ml	480ml

油脂類貯蔵明示板

### 6. 環境への配慮

水質汚濁や土壌汚染とならないよう廃油・廃バッテリーは専門業者に委託し処理をおこなっています。また日常的に発生する段ボールやシュレッダーごみは分別しやすいよう置き方を改善の上、正しく処理をしています。



(改善前) 乱雑に置かれたごみ類



(改善後) 定位とルールを明記

環境という意味では地域への貢献として、毎月1回の地域清掃を実施しています。2005年より継続しており16年目となります。今後も継続してまいりたいと思います。



地域清掃実施



実技試験

## 7. 社内研修の概要

社内研修は新人研修から始まりますが、メーカーでおこなう技能検定受講のためという意味合いが強いため、難易度階層ごとの集合教育を本社で定期的を実施しています。学科で修得したことを実技（実車）で確認するという流れの繰り返しが中心です。意図的に不具合を発生させ、故障探求を実施し実務に活かせるよう工夫をしています。

また、メーカー主催の全国販売店サービス技能コンクールへの出場枠をかけ、毎年社内選抜がおこなわれています。百数十人からただ一人を選出しますので狭き門と言えます。

この甲斐あってか過去8回開催の技能コンクールで5回の入賞を果たすことができました。



技能コンクール開会式

## 8. 最後に

安全管理や改善を中心に記載させていただきましたが、一方で働き方改革に対する取り組みの重要性も高まっております。安全を担保しながら生産性を向上させることが求められています。当社では働き方改革への取り組みの一環として、2019年より健康経営に取り組んでまいりました。幸いなことに2020年2月に経済産業省より健康経営優良法人の認定をいただきましたが、今後は上位500社（ホワイト500）を目指し、従業員全員でさらなる改善をすすめてまいりたいと思います。

[代表取締役 浅井 裕章]

※ この記事は3月19日に執筆されました

## 製品紹介

製品名	油圧ショベルとの接触事故低減に寄与するオプション「Aerial Angle® STEPⅢ」	日立建機株式会社
発売年月	令和2年6月	

### ■概要

日立建機株式会社は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下、オフロード法）」2014年基準に適合した、10～20tクラスの中型油圧ショベル5機種<sup>\*1</sup>のオプションとして、機体と障害物の接触事故低減に寄与する「Aerial Angle®（エアリアルアングル）STEPⅢ『物体検知+動作制限システム』」（以下、「Aerial Angle® STEPⅢ」）を日本国内向けに2020年6月より発売します。

厚生労働省の統計によれば、建設業での労働災害事故件数は、全産業の約3割<sup>\*2</sup>を占めており、建設・土木業界において「安全性向上」は最大の課題となっています。

建設機械による労働災害事例のうち、油圧ショベルを使用中の事故が約半数であり、なかでも、油圧ショベルの動き始めにおける接触事故が最も多くなっています<sup>\*3</sup>。

今回発売する「Aerial Angle® STEPⅢ」は、油圧ショベルの動き始めにおける接触事故を低減するため、機体周辺で検知した物体の位置や機体の動作状況に応じて、エンジン回転数を低減し、走行・旋回動作を抑制する機能を追加しました<sup>\*4</sup>。機体の操作開始前に周辺の物体（人や障害物）を検知した場合は、レバー操作をしても走行・旋回動作が行われず、油圧ショベルの動き始めの接触事故を低減します。油圧ショベルの走行・旋回動作中に物体を検知した場合、エンジン回転数の低減やモニター上の警告とブザー音により、オペレータに注意喚起し、操作の停止を促します。さらに、機体の状態や機体周辺の物体検知情報を、外部ブザーや回転灯で周囲の作業者にも注意喚起することで、接触事故の低減に寄与します。

※1：ZX120-6、ZX135US-6、ZX200-6、ZX225US-6、ZX225USR-6

※2：2019年5月17日公表「平成30年労働災害発生状況の分析等」



※3：厚生労働省「職場のあんぜんサイト」内「労働災害事例」より、建設機械等に起因する災害事例（236件）を、独自分析したもの（2020年3月2日現在）。

※4：検知エリアに人や障害物が入った場合に、ブレーキにより機械を自動停止する機能ではありません。作業中に機械を自動停止することによって発生する、機械の転倒や土砂などの落下による二次被害を考慮しています。

### ■「Aerial Angle® STEPⅢ」の主な機能

1. 機体周辺の物体を検知して、走行・旋回動作による接触回避に寄与

機体上部の4カ所に搭載した赤外線深度センサおよびカメラにより、車体側面から約3m、後方から約2.5m以内の物体を検知します<sup>\*5</sup>。

※5：検知範囲は目安であり、使用環境によって変化することがあります。炎天下やレンズ面に付着物（砂塵、泥、水滴、雪、霜など）がある場合、条件によっては機能しないことがあります。

2. 検知情報をオペレータと周囲の作業者に伝達

物体を検知した場合、オペレータには運転席内のモニターの表示とブザー音で、周囲の作業者には回転灯と外部ブザーで検知情報をお知らせします。

3. 物体検知時の機体動作制限

物体を検知した場所（ZONE）や検知時の機体の動作状況に応じて、機体の動作を制限し、オペレータおよび周囲の作業者の認識を促すことで、衝突事故の発生低減に寄与します。なお、オペレータの意図しない機体の停止は吊り荷の荷崩れや機体の転倒などの事故を引き起こす可能性があるため、動作中のブレーキによる自動停止機能は付与していません。

・物体検知の場所と機体状況別の機体動作制限

	機体待機時	機体走行・旋回動作中
ZONE 1 走行・旋回動作による接触が想定される範囲	・エンジン回転数の低減 ・走行・旋回動作の制限（操作しても始動しない）	・エンジン回転数の低減
ZONE 2 走行動作による接触が想定される範囲	・走行動作の制限（操作しても始動しない）	・走行動作中のみ、エンジン回転数の減速
ZONE 3 障害物の接近を知らせる範囲	・オペレータおよび周囲の作業者への注意喚起 ・動作制限はなし	・オペレータおよび周囲の作業者への注意喚起 ・動作制限はなし

### ■問合せ先

日立建機株式会社 ブランド・コミュニケーション本部  
広報戦略室 広報・IR部 広報グループ  
〒110-0015 東京都台東区東上野2-16-1  
電話：03-5826-8152

※ この欄では、会員企業から随時提供されるニュースリリースをもとに、数機種を選び掲載しています。

製品名	後方小旋回機の次世代油圧ショベル Cat 325	キャタピラージャパン 合同会社
発売年月	令和2年2月	

#### ■概要

キャタピラージャパン合同会社は、この度Cat 325 油圧ショベルを2月27日より発売を開始しました。

一昨年より順次発売しておりますキャタピラーの次世代油圧ショベルで初めてとなる後方小旋回機となります。後端旋回半径や側方はみ出し量を抑え、限られたスペースの現場でも20tクラスの標準機 320 油圧ショベルと同等の作業範囲や生産性を有し、また、既に発売している次世代油圧ショベル同様、最新のテクノロジーを搭載し、燃料効率の向上やメンテナンスコストの低減など、ビジネスに貢献するマシンとなっています。

この325 油圧ショベルはオフロード法2014年基準に適合しています。

#### ■主な特長

##### 1. 生産性、耐久性

EH (Electro-Hydraulic) 油圧コントロールシステムや新しいエンジン制御モードを採用し、従来機比\*で燃料効率を最大25%アップしています。運転経費の削減に貢献します。

エンジンモードはエコモード、スマートモード、パワーモードの3モードを用意。スマートモードは燃料消費量の低減と作業量を両立させます。モードの切り替えはキャブ内スイッチで行えるので、好みのモードを簡単に選ぶことができます。(\*従来機 325F)

##### 2. CatConnectテクノロジー

- (1) バイロード計測システム Cat Production Measurement (CPM) を搭載。ブーム・アームを停止させることなく、正確に積荷の重さを計測することが可能です。作業をしたまま持ち上げ旋回中に計測します。
- (2) 作業範囲制限機能：E-フェンスを搭載。設定した角度に近づくと旋回の動きを自動停止します。これにより、旋回による接触や衝突のリスクを低減。フロント作業機の作業範囲を制限する機能もあり、現場で安全に作業ができます。
- (3) 積込み時に旋回操作を往復するような作業で旋回が自動的に停止する「旋回アシスト」機能を搭載。停止前の減速で荷こぼれを防止します。これらのテクノロジーを活用することで作業効率を従来機比で最大45%向上させることができます。
- (4) プロダクトリンクやVisionLink® (ビジョンリンク) を利用することで、車両の位置や状態をリアルタイムに把握し適切な機械管理が行え、燃料消費量やアイドリング時間の分析によるコスト削減も可能です。CPMの積載データ管理もプロダクトリンクで行えます。  
(\*上記 CatConnect テクノロジーはすべて標準装備です。)

##### 3. 安全性

- (1) 車両後方と右側方をサポートするカメラを標準装備。オプションの360度ビューシステムにアップグレードすると、油圧ショベル全周の良好な視界を確保して、油圧ショベル周辺の障害物や作業者を1つの画面で容易に確認できます。
- (2) 標準装備の転倒時運転者保護構造 (ROPS, Rollover Protective Structure) は、ISOの規格に適合しています。

##### 4. メンテナンス性

- (1) メンテナンス間隔の延長やメンテナンス作業の更なる容易化により、メンテナンスコストを従来機比で最大20%低減しています (12,000時間稼働時)。
- (2) 燃料フィルタの交換間隔は従来の500時間から1,000時間に、作業油リターンフィルタは2,000時間から3,000時間にそれぞれ延長し、メンテナンスにかかるコストと手間を低減しています。

#### ■Cat 325の主な仕様値

		325
運転質量	kg	22,800
バケット容量	m <sup>3</sup>	0.9
エンジン名称		Cat C4.4 ディーゼルエンジン
総行程容積	ℓ	4.4
定格出力	kW	129
全長	mm	8,677
全幅 (トラック全幅)	mm	2,800
全高	mm	3,074
旋回後端半径	mm	1,780



Cat® 325 油圧ショベル

#### ■問合せ先

キャタピラー  
GCI マーケティング イノベーション  
〒220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-7-1  
TEL 045-682-3553

※ ニュースリリース送付先：〒101-0051千代田区神田神保町3-7-1ニュー九段ビル9F  
(公社) 建設荷役車両安全技術協会広報部  
または E-mail : koho@sacl.or.jp まで

## Topics

# 平成30年度 考案賞受賞企業を訪ねて 第4回 銀賞受賞 「ブレーキドラム脱着治具」

考案者：静岡県支部 トヨタL&F静岡株式会社 浜松北営業所  
竹下 瑞穂

平成30年考案賞入賞作品中、金賞、銀賞を受賞された作品を、考案者の方に直接お話を伺い、考案に至った理由やご苦労等のもよま話をシリーズで紹介しています。

第4回は前回に引き続き、銀賞を受賞されたトヨタL&F静岡(株) 浜松北営業所様です。  
なお、受賞作品の詳細内容は、機関誌第242号(2019年7月号)79頁をご覧ください。

## 1. 会社概要

トヨタL&F静岡は静岡県下10か所に広がる営業拠点をもち、トヨタのフォークリフトなど各種産業車両や自動倉庫・無人搬送車といった物流システム機器の販売・サービスを行っています。

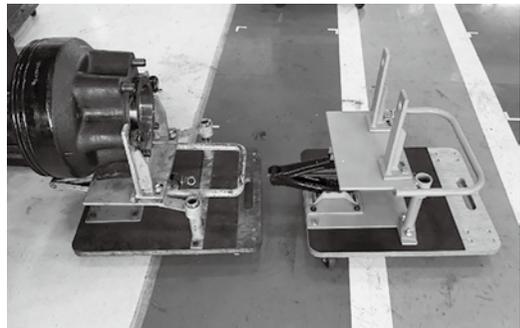
また、車両の販売・サービスだけでなく、お客様の多様なニーズに対し、物流アドバイザーとして、お客様の真のニーズを的確に把握し、お客様のお役に立てる最適な提案をご提供し続けています。

浜松北営業所は、浜松市中区に拠点を置き浜松市内の中区、東区、西区、浜北区、北区と約8割のエリアをカバーしています。

## 2. 受賞作品

### ・「ブレーキドラム脱着治具」

フォークリフトのブレーキドラム脱着作業時、重量物であるドラムを保持でき、作業を効率的に実施できる治具。



考案治具（左：初号機、右：完成品）

## 3. 考案者の横顔

今回取材させていただいたのは、考案者の竹下瑞穂様と上職の古山(コヤマ)博章様です。



考案者の竹下様(左)と上職の古山様(右)

竹下様は営業サービス課に所属する経験豊富なサービスマンで、この道28年目の大ベテランです。

古山様はサービスマネージャーとして、竹下様が悩んでいるときに相談に乗ったり、励ましたりと陰日向となり支援されました。

#### 4. 考案に至った経緯

フォークリフトのブレーキドラムは、重量が約30kg（3tフォークリフトの場合）もありますが、脱着作業は作業スペースの関係上1人で行うことが多く、そのため、

- 持ちづらく、滑り易く、落としてしまう。
- 重量物なので腰を痛める。
- 組付け時、センター合わせに手間取り、バランスを崩してホーシングねじ部を損傷する。

等の可能性がありました。



従来（治具考案前）の作業状況

また社内では、過去に指を怪我する災害も発生したことがありました。

さらに令和2年度には、新たに女性サービスマンの入社も決まっており、竹下さんは、何とかこの作業を改善したいと、上職である古山さんに提案されたそうです。

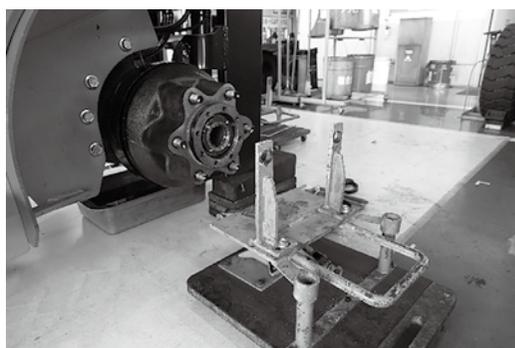
結果、会社の改善活動の方針と相まって、提案が受け入れられ、試作に進むことになりました。

#### 5. 考案時に考慮・苦心した点

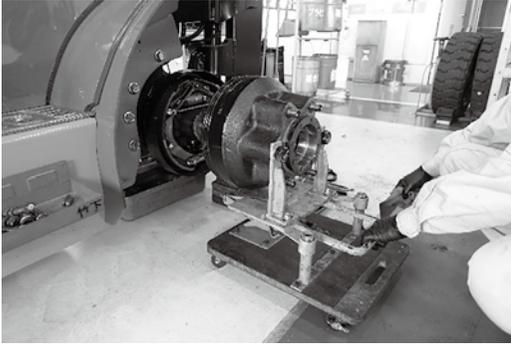
早速試作に取り組んだ竹下さんは、試作～改良を繰り返し行い、また設計する段階で機械が営業所に在庫していなかったこともあり、約1年をかけて、ほぼ1人で試作品を完成させました。

試作1台目は使用中に転倒しそうになり、誰もが安全に使える、他機種に対応できるように重心の取り方に気を使い、最も苦心したそうです。

治具の使用により、作業時間はあまり変わらないものの、苦渋作業がなくなり、怪我をする心配もなく、作業員も楽になったと率先して使用しています。



治具を用いての作業（装着直前）



治具を用いての作業（脱着後）

そのため、現在この治具は、当営業所に2台ありますが、今年度末までに9営業所に展開すべく、準備を進めているところです。

## 6. 取材を終えて

重量物を狭いスペースで保持・ハンドリングする作業は検査・整備業各社さんの共

通の課題ではないでしょうか。

今回の事例も参考にして、課題解決にそれぞれアプローチしてみてもいかがでしょうか。

最後に竹下さんはこの治具があれば、新たに入社してくる女性サービスマンも、脱着作業が安全に、楽にできそうだと嬉しそうに話されていました。

まさに優しいお父さんですね！

今回はこの新人女性サービスマンと協働で改善活動に取り組み、また考案賞に応募してください。

期待してお待ちしております！

[広報部：水島 記]

受賞者様より	上職者様より
 <p>トヨタL&amp;F静岡(株) 浜松北営業所</p> <p><b>竹下 瑞穂 様</b></p> <p>この度は銀賞の受賞に大変驚き感謝しています。本当にありがとうございます。重量物の作業を誰もが安全に作業ができるのをイメージし、知恵を絞り工夫を重ねた結果だと思えます。今後も安全な職場を目指し改善活動を進めていきたいと思えます。</p>	 <p>トヨタL&amp;F静岡(株) 浜松北営業所 サービスマネージャー</p> <p><b>古山 博章 様</b></p> <p>この賞を機会に社内で更なる改善活動が図られる事を期待しています。日常業務の中で、何気ないやり難いを、やり易いと改善することで効率が上がります。改善に終わりなし、若手スタッフからも意見が出せる職場環境になるといいですね。</p>

## Topics

# 第4回 成田国際空港貨物地区 フォークリフト&パレットビルディング競技会

建設荷役車両安全技術協会 本部

令和2年1月29日に成田国際空港内で「第4回成田国際空港貨物地区 フォークリフト&パレットビルディング競技会」が7社・11チームの参加により開催されました。各チーム日ごろ培った実力をいかに発揮し、フォークリフトとパレットビルディングの作業品質と安全を競い合った競技会の模様を取材してきましたので紹介します。

## 1. はじめに

当競技会は航空貨物の取り扱いにおける技術の向上と品質の確保、安全作業の確立と労働災害の防止を図ることを目的に平成27年度より開催されているものです。

昨年度は関西国際空港の台風被災による成田国際空港内貨物地区混雑の影響から中止になり、今年度は2年ぶりの開催となりましたが、初めて他空港（関西国際空港）からのチームも参加して、世界最高水準のスキルを競う熱戦が繰り広げられました。

## 2. 競技会概要

開催日時：令和2年1月29日（水）

開催場所：成田国際空港 整備地区貨物上屋

主催：成田国際空港株式会社

参加社：(株)ANA Cargo、(株)JALカーゴサービス、国際空港上屋(株)、スイスポートジャパン(株)、日本貨物航空(株)、日本空港サービス(株)、CKTS(株)（関西国際空港から参加）  
以上、7社11チーム

スケジュール：

時間	内容
10：00	開会式/主催者挨拶/来賓紹介・挨拶
10：20	出場チーム紹介/ルール説明
10：40	選手入場
10：55	競技開始
12：10	競技終了
	審査団による採点及び集計
13：20	表彰式/講評
13：40	終了

競技種目：

- ① パレットビルディング（貨物積み付け作業）  
パレット（航空機への搭載用金属板）に、1チーム4名で、制限時間内に多くの疑似貨物を適切な作業品質（安定した状態）で積み付けられるかを競います。
- ② フォークリフト基本操作  
ビルディング作業時におけるフォークリフトの基本操作（運転、荷役）技術を競います。  
競技はフォークリフト基本操作とパレットビルディングの2部門で競い、合計得点をもっとも高かったチームが総合優勝となります。作業のスピードだけでなく、安全

性や品質も重要な評価指標となり、日ごろ培った実力をいかに発揮できるかが見どころです。

### 3. 主催者/来賓者挨拶

主催者を代表して、成田国際空港(株) 貨物営業部部長 宇野茂様より、競技会の開催主旨説明とご挨拶を、またご来賓としてご臨席の成田労働基準監督署署長 渡邊由美子様並びに、国際航空運送協会日本代表 藤原勇二様よりそれぞれご祝辞を頂きました。



成田国際空港(株) 宇野様



成田労働基準監督署 渡邊様



国際航空運送協会 藤原様

### 4. 競技開始（熱戦の様様）

出場選手の紹介、入場行進ののち、11チーム・44名の精鋭たちがそれぞれ競技エリアに広がり、競技が始まりました。



選手入場

競技の進行は以下の通りとなります。

- ・各チームは4人で構成されており、リーダー、フォークリフトドライバー、ハンドラー（2人）の役割が与えられています。
- ・スタートの合図と同時に、リーダーの指示のもと、ドライバーがフォークリフトで疑似貨物を運送し、ハンドラーがパレットに疑似貨物を制限時間60分以内に積み付けます。

ただし、運送通路は狭く、クランクしているうえ、疑似貨物は重量も形状もバラバラで、貨物によっては必ず積まなければならないもの、積み付けの際に向きが指定されているもの、ショックウォッチ（衝撃検知器）がついているものなどの条件が付けられている貨物があります。

各チームは応援団の大声援を受けて、競技を進めていきますが、一筋縄ではいきません。時間は刻々と過ぎていきます…

熱戦の様様は次頁を参照してください。

**競技会 熱戦の様様！**



競技エリア全景



審査員の厳しい眼差し



狭く、クランクした運送通路



フォークリフト基本操作

パレットビルディング



様々な形状、重量の疑似貨物



もうすぐ完了間近



競技完了！

## 5. 競技結果/表彰式

7社・11チームの手に汗握る熱戦が終了し、休憩をはさみ審査員団の採点結果の発表がありました。

各部門および総合部門の結果は以下の通りです。

部門	順位	チーム名
総合部門	優勝	国際空港上屋 A
	準優勝	日本貨物航空 A
	3位	JALカーゴサービス A
パレットビルディング部門	優勝	国際空港上屋 A
	準優勝	日本貨物航空 A
	3位	JALカーゴサービス B
フォークリフト基本操作部門	優勝	国際空港上屋 A
	準優勝(同点)	日本貨物航空 A ANA Cargo B

今大会は、国際空港上屋Aチームが3部門とも制し、完全優勝を遂げました。

優勝および上位入賞の各チームの皆様、おめでとうございます。



優勝の国際空港上屋Aチームの皆さん(左から2～5番目)



参加選手全員で記念撮影

## 6. 取材を終えて/おわりに

「その場で初めて見た様々な荷物（疑似貨物）を、パレット上に規定寸法内に積み付けることは、まさに神業！」としか思えません。

まさに「ワンチーム」となった努力の結果ですね。

今回は国際空港上屋Aチームの完全優勝の結果になりましたが、他チームとの差はわずかに見えました。

今回残念な結果に終わったチームは次年度是非巻き返しを図るべく、また国際空港上屋Aチームは連覇を目指して、日々の業務に励んでください。

次年度競技会での健闘をお祈りいたします。

[広報部：水島 記]

## 建 荷 協 の 動 き

(令和2年2月1日～令和2年3月31日)

### 運営幹事会

第24回運営幹事会(令和2年3月10日(火)開催予定)は中止となり、資料配付のみとなりました。

### 常設委員会

#### 令和元年度 第4回特自検委員会

月 日：令和2年3月4日(水)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 平成30年度特自検実施状況
2. 令和元年度特自検強調月間実施結果
3. 令和2年度特自検強調月間要綱(案)
4. 特自検記録表作成ソフト(試作品)
5. その他
  - 1) 月例点検記録表の活用促進
  - 2) 不正事案
  - 3) 令和2年度特自検委員会開催予定日

#### 令和元年度 第4回検査・整備技術委員会

月 日：令和2年2月17日(月)

場 所：建荷協本部会議室

議 事：

1. 考案賞 二次選考
  - 1) 一次選考の結果報告
  - 2) エントリ作品の説明解説及び審議
  - 3) 採点及び各賞候補の決定
2. 令和元年度業務報告
  - 1) 技術関連図書の改訂
  - 2) 行政施策への対応
  - 3) 通年表彰推薦状況
  - 4) その他

令和元年度 第4回研修委員会(令和2年3月19日(木)開催予定)および令和元年度 第6回広報委員会(令和2年3月6日(金)開催予定)は中止となり、資料配付のみとなりました。

### 会員入会状況

令和2年2月1日から令和2年3月31日までの会員の入会状況は次のとおりである。

種別	対象業種別	会 員 数 (社)			
		令和2年 1月末 会員数	令和2年2月1日～ 令和2年3月31日間異動		令和2年 3月末 会員数
			入 会	退 会	
正 会 員	製造業	26			26
	建設業	291	1		292
	荷役業	88			88
	製造工業等	44	1	1	44
	リース・レンタル	660	3		663
	検査・整備業	2,906	3	26	2,883
	その他業種	183			183
賛 助 会 員	数	15			15
総	数	4,213	8	27	4,194

### 新入会員名簿

会員番号	名 称	〒	所在地	電話番号
30880	安田産業(株)	702-8036	岡山県岡山市南区三浜町1-1-18	086-263-3061
50147	(株)三幸製作所	272-0121	千葉県市川市末広2-4-10	047-327-0751
61256	(株)ReO	894-1203	鹿児島県奄美市住用町大字神屋1	0997-69-2266
61257	(株)イー・イー・エス	983-0036	宮城県仙台市宮城野区苦竹3-1-22	022-239-9524
61268	ナカヤレンタル(株)	689-3541	鳥取県米子市二本木1123-1	0859-27-0550
76240	(株)AndRepair	930-0221	富山県中新川郡立山町前沢3514	076-464-6147
76241	(株)PaPaのくるま工房	889-1701	宮崎県宮崎市田野町字尾脇甲8136-1	0985-86-5006
76242	(株)S・R・T工業	421-1201	静岡県静岡市葵区新聞1067	054-278-7601

# 令和2年度 特定自主検査資格取得研修・教育の予定表

令和2年度における当協会の支部が行う研修・教育の実施予定は別表1・2及び3のとおりです。

受講される場合は、毎号の機関誌（又は当協会のホームページ）を参考に、支部で実施予定を確認の上、お申込みください。なお、当協会の会員以外の事業所の方も受講できます。

事業所は、退職、異動等で検査者の不足が生じないよう資格取得研修の受講を計画してください。

## 1. 特定自主検査資格取得研修

### (別表1)

厚生労働省の告示及び通達に基づく、事業内検査者及び検査業者検査員の資格取得のための研修です。

## 2. 特定自主検査者能力向上教育

### (別表2)

厚生労働省の通達に基づき、「フォークリフト」「整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械」「締固め用機械」「基礎工事用機械」「コンクリート打設用機械」並びに「高所作業車」の特定自主検査者の業務に従事しておおむね5年以上経過した方を対象に、技術、知識を付与することを目的とした教育です。

## 3. 実務研修及び安全教育

### (別表3)

#### ・実務研修「記録表作成コース」

他の法令で資格を取得された方（建設機械施工士他）や記録表の記入要領について再び学びたい方などを対象に、特定自主検査の法令上の位置付け、検査方法、及び具体的な記録表の書き方などについて学ぶことができます。

なお、このコースには座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「月次定期自主検査（フォークリフト）コース」

定期自主検査の中でも月次検査については、特定自主検査の検査員資格がなくても検査を行うことができます。日頃フォークリフトの整備や運転業務に従事されている方を対象に検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

### 【新設】

#### ・実務研修「月次定期自主検査（車両系建機）コース」

上記フォークリフトに引き続き車両系（整地・運搬等）の月次検査についても検査方法や記録表の記入要領について学ぶことができます。

なお、このコースも座学だけのコースと実機を使ったコースがあります。

#### ・実務研修「検査業者業務点検コース」

登録検査業者として、正しい管理運営の在り方について点検表に基づいて、内容を理解しながら研修をします。

#### ・安全教育

厚生労働省の通達に基づき定期自主検査対象であるクレーン機能付油圧ショベルのクレーン部分（「建機付属クレーン部分」という。）並びにショベルローダー等の定期自主検査者を対象とした安全教育です。

※ なお、能力向上教育及び実務研修につきましては、昨年と同様にキャンペーン価格となっておりますので、この機会に受講をお待ちしております。

\* 研修・教育の予定は令和2年3月25日現在です。都合により中止・延期等変更になる場合がありますので事前に開催支部にお問い合わせ下さい。

## 令和2年度 特定自主検査資格取得研修（事業内） 予定表（別表1）

（令和2年3月25日現在）

地区	支部	フォークリフト			車両系建設機械		
					整地・運搬・積込・掘削・解体用機械		
北海道・東北地区	北海道				7/15～17 EF		
	青森						
	岩手						
	宮城						
	秋田	10/16～17	EF			9/11～12 EF	
	山形						
関東地区	福島				6/26～27 EF		
	茨城	4/16～17	EF			5/11～12 EF	
	栃木	4/4～5	EF			2/5～6 EF	
	群馬	10/16～17	EF				
	埼玉	8/26～28	EF			2/3～5 EF	
	千葉	4/9～11	EF	9/17～19 EF		7/8～10 EF	
	東京	7/16～18	EF	10/15～17 EF			
中部地区	神奈川	7/9～11	EF	11/12～14 EF		7/28～30 EF	
	新潟						
	富山						
	石川						
	福井						
	山梨						
	長野	11/4～6	EF				
	岐阜						
近畿地区	静岡	6/18～19	EF	7/10～11 EF		4/16～17 EF	5/8～9 EF
	愛知	3/11～13	EF			3/2～4 EF	
	三重	10/23～25	EF			9/25～27 EF	
	滋賀						
	京都						
中国地区	大阪	2/16～21	EF				
	兵庫						
	奈良						
	和歌山						
	鳥取	9/16～18	EF				
四国地区	鳥根						
	岡山	8/3～4	EF	1/25～26 EF		6/1～2 EF	
	広島	9/25～26	EF			10/8～9 EF	
	山口	4/17～18	EF			8/21～22 EF	
九州・沖縄地区	徳島						
	香川						
	愛媛	9/12～13	EF			7/17～18 EF	
	高知	7/31～8/1	EF				
	福岡	9/17～19	EFG			7/9～10 EF	
	佐賀	10/7～8	EF			6/3～4 EF	
九州・沖縄地区	長崎						
	熊本	10/3～4	EF				
	大分						
	宮崎						
鹿児島							
沖縄							

- 注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。  
 注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。  
 注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和2年度 特定自主検査資格取得研修（事業内）予定表（別表1）

（令和2年3月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車	
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
北海道・東北地区	北海道					
	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
関東地区	福島					
	茨城		6/4～5 EF		9/17～18 EF	
	栃木				12/11～12 EF	
	群馬				9/16～17 EF	
	埼玉	6/16～18 EF			3/15～17 EF	
	千葉				7/28～30 EF	
	東京				6/18～20 EF	9/10～12 EF
中部地区	神奈川	7/1～3 EF			3/4～6 EF	
	新潟					
	富山					
	石川					
	福井					
	山梨					
	長野					
	岐阜					
	静岡				10/2～3 EF	1/20～21 EF
近畿地区	愛知					
	三重				11/20～22 EF	
	滋賀					
	京都					
	大阪					
中国地区	兵庫					
	奈良					
	和歌山					
	鳥取					
	島根					
四国地区	岡山					
	広島					
	山口	5/14～16 F			9/10～12 F	
	徳島					
九州・沖縄地区	香川				5/22～23 EF	
	愛媛					
	高知					
	福岡				11/13～15 EF	
	佐賀	7/2～3 EF				
	長崎					
	熊本					
大分						
宮崎						
鹿児島						
沖縄						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Eは14時間、Fは9.5時間、Gは5.5時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和2年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表1）

（令和2年3月25日現在）

地区	支部	フォークリフト				車両系建設機械					
						整地・運搬・積込・掘削・解体用機械					
北海道・東北地区	北海道	5/27～29	BCD	7/1～3	BCD	6/17～19	BC	9/7～11	ABC		
	青森	7/17～19	BCD			9/11～13	BC				
	岩手	6/17～19	BC			9/1～10	ABC				
	宮城	6/11～13	BC			9/16～9/20	ABC				
	秋田	7/16～18	BC			6/25～27	BC				
	山形	10/21～23	BCD			6/16～18	BC				
	福島	7/15～17	BC								
関東地区	茨城	6/17～19	BCD	10/26～28	BCD	7/6～10	ABC				
	栃木	7/3～5	BC			8/3～7	ABC				
	群馬	7/9～11	BCD			9/4～6	BC				
	埼玉	7/13～17	ABCD	3/8～12	ABCD	12/7～11	ABC				
	千葉	6/18～20	BC	12/17～19	BC	10/28～30	BC				
	東京	6/10～14	ABC								
	神奈川	6/18～20	BC	10/22～24	BC	8/18～20	BC				
中部地区	新潟	6/17～21	ABCD	7/16～18	BCD	7/2～4	BC				
	富山	9/9～11	BC								
	石川	6/4～6	BC								
	福井	6/18～/21	BC			5/21～5/23	BC				
	山梨										
	長野	7/8～10	BC			9/9～11	BC				
	岐阜	9/23～25	BC			10/27～29	BC				
	静岡	6/9～13	ABC	9/9～11	BC	2/2～10	BCD	5/12～16	ABC	12/8～10	BC
	愛知	6/19～21	BCD	9/17～21	ABC			9/28～30	BC		
三重	9/4～6	BC			5/22～24	BC					
近畿地区	滋賀	2/17～19	BCD								
	京都	9/17～19	BC								
	大阪	7/6～12	ABCD	10/20～25	BC	6/9～20	BC				
	兵庫	7/2～5	BCD			7/16～18	BC				
	奈良	10/8～11	BC								
	和歌山					6/25～27	BC				
中国地区	鳥取	9/16～18	BC								
	島根	7/8～10	BC								
	岡山	6/29～7/3	ABC	3/15～17	BC	10/26～30	ABC				
	広島	11/11～15	ABC			10/12～16	ABC				
	山口	7/9～11	BC			6/18～20	BC				
四国地区	徳島	10/15～17	BC								
	香川										
	愛媛	6/25～27	BCD	1/14～16	BCD						
	高知										
九州・沖縄地区	福岡	6/10～14	ABCD	1/14～16	BCD	2/17～19	BC				
	佐賀	2/2～4	BC								
	長崎	10/21～25	ABC								
	熊本	7/17～26	ABCD			2/5～14	ABC				
	大分	6/24～28	ABC			8/26～30	ABC				
	宮崎	7/15～19	ABC			9/9～13	ABC				
	鹿児島	10/21～25	ABC			7/8～12	ABC				
沖縄	6/3～7	ABC			6/24～28	ABC					

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和2年度 特定自主検査資格取得研修（検査業） 予定表（別表1）

（令和2年3月25日現在）

地区	支部	車両系建設機械			高所作業車		
		基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道	8/19～21 BC			6/3～5 BC	9/2～4 BC	
	青森		8/21～23 BC		7/3～5 BC		
	岩手		7/1～3 BC		10/6～8 BC		
	宮城				7/13～15 BC		
	秋田		10/8～10 BC		9/16～18 BC		
	山形						
	福島				9/10～12 BC		
関東地区	茨城		10/12～14 BC		7/20～22 BC		
	栃木		10/29～31 BC	7/19～21 BC	8/26～28 BC		
	群馬				6/16～18 BC		
	埼玉	10/19～23 ABC	6/15～19 ABC		2/15～19 ABC		
	千葉				10/6～8 BC		
	東京				11/5～7 BC		
	神奈川		5/27～29 BC		1/14～16 BC		
中部地区	新潟				6/11～13 BC		
	富山				7/9～11 BC		
	石川				7/3～5 BC		
	福井				9/10～12 BC		
	山梨						
	長野				6/16～18 BC		
	岐阜				6/2～4 BC		
	静岡		7/28～30 BC		9/17～19 BC	12/2～4 BC	
	愛知		7/28～30 BC		6/26～28 BC	11/6～8 BC	
	三重				6/19～21 BC		
近畿地区	滋賀						
	京都				7/2～4 BC		
	大阪				8/31～9/4 ABC		
	兵庫	3/1～3 BC		6/24～26 BC	6/3～5 BC	3/10～12 BC	
	奈良						
中国地区	和歌山						
	鳥取						
	島根						
	岡山		11/30～12/2 BC		7/13～15 BC	2/15～19 ABC	
四国地区	広島				9/3～5 BC		
	山口		5/14～16 BC		9/10～12 BC		
	徳島						
	香川						
九州・沖縄地区	愛媛				10/15～17 BC		
	高知						
	福岡	7/31～8/2 BC			10/21～25 ABC		
	佐賀				8/4～6 BC		
	長崎						
	熊本						
	大分		9/25～27 BC		10/16～18 BC		
宮崎		8/5～9 ABC		10/15～17 BC			
沖縄地区	鹿児島				5/27～31 ABC		
	沖縄		12/2～6 ABC		10/21～25 ABC		

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中、Aは35時間、Bは21時間、Cは18時間、Dは13時間の受講時間を示します。

注3 表中の網掛けは終了した研修を示します。

## 令和2年度 特定自主検査能力向上教育予定表(別表2)

(令和2年3月25日現在)

地区	支部	フォークリフト		車両系建設機械								高所作業車		
				整地・運搬・積込、掘削及び解体用			基礎工事用		締固め用		コンクリート打設用			
北海道・東北地区	北海道	6/10			6/9									
	青森	5/13			5/27									
	岩手	6/24			9/24									
	宮城	10/15			8/28								8/21	
	秋田	6/8			6/15				6/29				6/22	
	山形	11/6			5/22								6/24	
	福島	6/17	10/21		8/5	10/20			10/13				7/3	
関東地区	茨城	4/23	12/8		5/21	2/8			6/3				9/16	
	栃木	6/4			4/16						6/14		12/10	
	群馬	10/12			4/23	10/13							9/25	
	埼玉	6/10	10/14		9/2			10/28	3/2				6/24	
	千葉	6/10			6/25									
	東京	9/2											10/21	
	神奈川	12/11			10/15				7/17					
中部地区	新潟	8/26			9/2								9/16	
	富山	7/21			7/17								9/17	
	石川	7/15			6/17									
	福井	6/9			5/15								8/28	
	山梨	7月下			6月下									
	長野	8/28			9/17								7/28	
	岐阜	2/9			8/19									
	静岡	12/22	2/6		8/6	9/26			5/21	6/6			6/24	7/4
	愛知	7/16			7/7				7/14				7/2	
近畿地区	三重	9/2			6/3								7/1	
	滋賀				7/28									
	京都	11/19			9/15									
	大阪	1/13												
	兵庫	6/19	10/23		6/18	9/11						11/20	2/26	
	奈良													
中国地区	和歌山													
	鳥取	9/4			11/20									
	島根				8/6									
	岡山	10/9	10/19		9/14	10/16	11/20							
	広島	6/9	6/16	6/23	7/7	7/14	7/21						7/2	7/16
四国地区	山口	11/14							10/24					
	徳島													
	香川				8/8									
	愛媛	8/8			8/29									
九州・沖縄地区	高知				9/11									
	福岡	8/6			2/5									
	佐賀	11/26			11/26				9/11				9/11	
	長崎	6/4	9/9	2/10	6/5	8/19	3/10							
	熊本	9/5			5/29	1/16								
	大分	11/14			10/24									
	宮崎	7/11			6/13	7/4							1/9	
	鹿児島	9/5			8/22									
沖縄	1/15			12/11									8/21	

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した教育を示します。

## 令和2年度実務研修、定期自主検査安全教育予定表(別表3)

(令和2年3月25日現在)

地区	支部	実務研修								安全教育				
		記録表作成コース				月次定期自主検査 (フォークリフト)		月次定期自主検査 (整地等)		業務点検 コース	建機付属 クレーン部 分		ショベル ローダー等	
		座学		実技		座学	実技	座学	実技					
北海道・東北地区	北海道	8/4	10/13									7/7	8/3	6/24
	青森	6/17										6/10		
	岩手	10/21			7/21	8/27				6/10		11/4		
	宮城	9/10	11/20									11/27		
	秋田	7/15	8/24							10/21		5/11		7/21
	山形	8/20					9/18			9/9		7/14		5/18
	福島	6/10										8/20		
関東地区	茨城				8/25	1/19				10/30		5/26		1/12
	栃木	11/26										9/4		10/22
	群馬	6/4								10/22		11/13		
	埼玉	11/11					12/16			7/1		7/8		
	千葉	1/28								11/6		8/6	12/3	
	東京													
	神奈川	8/3	9/4	11/27			9/18			11/20		10/16		
中部地区	新潟	10/21								10/7		8/5		
	富山											6/3		7/2
	石川				8/6	8/26						9/24		
	福井	7/8					10/8					2/18		
	山梨				9月下							11月下		
	長野	7/17								10/16		6/9		6/9
	岐阜				5/20	11/11				10/14		7/10		7/7
	静岡	8/21	9/5	10/7						11/12		6/4	1/23	2/11
		11/7	12/16	1/16										
	愛知	8/5			8/3					11/26		9/8		8/26
近畿地区	三重	5/27	6/24	9/9			8/29		8/5	1/27		6/6		
	滋賀													
	京都											10/16		
	大阪	11/11								11/25				
	兵庫	2/18	3/5				2/19		5/29	8/7		5/15		1/29
中国地区	奈良	11/25												
	和歌山	9/26	11/28											
	鳥取	8/7												
	島根	11/25										6/23		
	岡山				7/6							8/31		9/30
四国地区	広島				7/9	2/4				8/20				6/5
	山口	12/12												
	徳島	6/5	6/10									6/4		
	香川	10/17								6/27				
	愛媛				11/28					7/21				1/23
九州・沖縄地区	高知	10/8										6/10		
	福岡				9/10					3/9		8/21		
	佐賀	8/20					9/3		9/3			6/11		
					6/21	8/5	11/20		7/8		7/8			
					1/28				12/2		12/2			
	熊本	4/25	8/29							6/20		11/28		
	大分	7/4					7/18		9/5			6/6		
	宮崎	6/6	2/6		5/16				5/9	8/3		4/18		
沖縄	鹿児島	12/5					6/20		11/14			8/8		
		9/11					5/15		7/16	7/17		8/7		
								11/27						

注1 研修日程は会場等の都合で変更になる場合がありますので、受講を希望される方は開催支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した研修・教育を示します。

## 令和2年度 運転技能講習予定表

(令和2年3月25日現在)

●フォークリフト												
秋田		5/14~	6/12~	7/3~			10/15~					
				7/14~								
茨城	4/8~	5/12~	6/10~	7/9~	8/18~	9/11~	10/12~	11/13~	12/10~	1/14~	2/10~	3/9~
石川		5/21~				9/10~						
山梨		5/9~		7/11~		9/12~		11/7~				
京都			6/15~									
大阪		5/13~	6/17~			9/16~	10/7~			1/27~		3/3~
長崎		5/14~	6/25~	7/9~		9/10~	10/8~		12/3~	1/14~		3/11~
熊本						9/19~						
							10/31~					
宮崎	4/22~	5/20~	6/24~		8/26~		10/21~					

●車両系建設機械（整地・運搬・積みみ用及び掘削用）												
兵庫						9/17~						
鳥取			6/18~				10/15~					
島根						9/14~						
長崎					8/6~			11/5~			2/25~	

●車両系建設機械（解体用）												
鳥取		5/15										

●不整地運搬車												
鳥取				7/16~								
島根			6/3~									

●高所作業車												
青森	4/10~		6/5~	7/10~		9/4~		11/6~				
		5/23~	6/27~		8/29~	9/26~	10/24~		12/5~			3/13~
群馬		5/23~				9/26~						
福井	4/22~					9/24~						
滋賀	4/8~		6/16~	7/1~		9/8~	10/6~		12/1~			
奈良		5/28~		7/21~		9/24~			12/21~			3/23~
鳥取	4/15~				8/19~							
島根						9/3~						
沖縄	4/10~		6/19~	7/10~			10/16~	11/13~			2/19~	

注1 各講習会日程の最初の日を掲載しています。詳細は該当支部にお問い合わせください。

注2 表中の網掛けは終了した講習を示します。

## お知らせ

〔令和2年度〕  
各種研修の受講料

## 1 資格取得研修

## (A) 事業内検査者研修

(単位：円)

## (B) 検査業者検査員研修

(単位：円)

研修の種類	14時間コース		8.5・9.5時間コース		5.5時間コース		35時間コース		21時間コース		18時間コース		13時間コース	
	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
1 フォークリフト	47,850	51,920	43,450	47,520	42,350	46,420	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	56,210	63,580	51,810	59,180	—		89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080	—	
3 基礎工事用機械	58,190	65,120	53,790	60,720	—		91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520	—	
4 締固め用機械	49,390	53,790	44,990	49,390	—		77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190	—	
5 コンクリート打設用機械	63,800	68,970	58,300	63,470	—		113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270	—	
6 高所作業車	51,810	56,980	47,410	52,580	—		85,910	91,080	62,810	67,980	60,610	65,780	—	

## 2 能力向上教育 —キャンペーン価格—

(単位：円)

## 3 実務研修 —キャンペーン価格—

(単位：円)

教育の種類	会員		一般		研修の種類	座学コース		実技コース		
	会員	一般	会員	一般		会員	一般	会員	一般	
1 フォークリフト	8,360		10,230		記録表作成コース	フォークリフト	8,910	11,110	14,410	16,610
2 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	9,130		11,440			整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	9,240	11,550	14,740	17,050
3 基礎工事用機械	7,480		8,910			基礎工事用機械	9,240	11,550	14,740	17,050
4 締固め用機械	6,490		7,480			締固め用機械	9,020	11,220	14,520	16,720
5 コンクリート打設用機械	6,270		7,040			コンクリートポンプ車	9,020	11,220	14,520	16,720
6 高所作業車	6,600		7,700		高所作業車	8,910	11,110	14,410	16,610	
					月次定期自主検査コース	フォークリフト	5,610	6,160	11,110	11,660
						車両系建機	5,390	5,830	10,890	11,330
					検査業者業務点検コース	会員		一般		
						6,050		6,930		
					4 安全教育					
					教育の種類	会員		一般		
					建機付属クレーン部分	7,480		8,030		
					ショベルローダー等	12,980		15,070		

- (注) 1. 受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。  
 2. 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会が教材費の一部を負担した額です。  
 3. 本表に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、本表受講料と異なる場合があります。  
 4. 受講料は、研修を実施する建荷協・支部に納金してください。

# 特定自主検査者資格取得者名簿

(令和2年2月1日～令和2年3月31日)

資格の種類ごとに氏名五十音順・敬称略

## 事業内検査者資格取得者

### ■フォークリフト

秋葉 秀二	河野 悠太	新藤 幸彦	常岡 兼次	橋本 武典	松本 直樹
足立 孝秀	菅野 康博	鈴木 啓介	遠山 和登	藤倉 裕一	村瀬 隆司
市川 敏明	絹谷 貞輔	鈴木 秀太郎	土倉 隆志	藤本 大輔	山形 昌平
内田 竜二	國近 瑠依	鈴木 秀憲	仲宗根 信行	船津 久	山崎 泰宏
江口 寿將	黒川 陽介	園田 芳幸	中道 康成	前田 聖也	吉口 孝治
大地 圭一	佐々木 裕和	染矢 章二	中村 祥	松尾 大成	吉田 敬志
緒方 啓臣	佐藤 浩一	高橋 進	西山 亮介	松本 恒夫	渡邊 克俊
蒲田 忍	眞田 裕幸	田口 泰隆			

### ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

岩崎 二郎	木村 祐良	高木 慎	西銘 憲太郎	文本 勝也	森 光広
宇坂 祐磨	小足 寿明	富山 学	濱本 元海	堀 貴光	柳澤 洋
大治 輝	笹原 崇文	中瀬 学	疋田 信博	宮澤 慎太郎	六川 昇
岡本 公司	関根 幸太	奈須 隆昭			

### ■基礎工事用機械

目黒 祐一				
-------	--	--	--	--

### ■締固め用機械

宇坂 祐磨	小室 健治	佐藤 雅之	鈴木 光	高橋 力
-------	-------	-------	------	------

### ■コンクリート打設用機械

相見 大祐	坂本 博	佐久間 一彰		
-------	------	--------	--	--

## ■高所作業車

浅見 亨	岩瀬 好識	菅野 健一	清水 優斗	南里 剛	松本 真一
荒木 勇太	遠藤 清人	河本 優祐	鈴木 健一	新國 圭一	水田 章夫
安澤 将之	大島 隆幸	古木 啓一郎	鈴木 勝	野川 竜矢	村上 徹
石坂 直也	太田 昌孝	齋藤 一信	高橋 力	畠山 伸一	村山 進
稲留 且悦	大西 和博	齋藤 広	田尻 隆久	半田 弘明	矢田部 与乃喜
今関 信行	尾高 章弘	佐藤 浩勝	田母神 裕之	松木 晴雅	山家 篤
伊村 謙一	川井 幸一	小代 輝	中澤 秀一	松田 圭介	横原 健介
岩崎 慎也	川崎 豊	島津 巨樹	中村 健宏		

## 検査業者検査員資格取得者

## ■フォークリフト

相場 大祐	大瀧 康平	小玉 幸博	高橋 賢己	橋本 拓也	宮川 航太
朝田 浩次	大本 誠	小松 海大	高橋 宗央	林 正夫	宮國 賢太
有田 祐介	大森 哲久	小松 哲也	高見 克哉	原口 智浩	三宅 迅人
飯田 英明	岡本 和樹	齊藤 恵介	田中 潤一	原田 健一	村上 有紀
飯塚 翔太	岡本 心都	坂本 佳紀	玉置 功	東野 宗一郎	望月 卓弥
石田 瑞貴	奥田 涼太	作田 直之	伊達 徳之	福井 淳	森 隆浩
板屋 越宣	小野 日生太	佐々木 隆介	對比地 美智久	福田 春介	森内 裕喜
伊藤 慎也	香川 元気	佐々木 修己	坪田 泰弘	福田 善彦	森本 剛
伊東 敏和	加藤 健太	佐藤 辰也	照屋 隆太郎	藤井 啓二郎	森谷 晋治
稲垣 悦雄	加藤 健人	佐藤 良美	藤内 亮	藤木 慶太	山内 拓則
稲葉 和弥	加藤 康正	佐藤 壘	鶴田 勝広	藤崎 暖生	山川 英至郎
井上 智博	鎌田 康志	佐藤根 博之	富永 純紀	古川 竜也	山岸 佑太
井上 揚介	河野 大輔	四戸 亨	仲 真志	本庄 浩一	山崎 隼人
猪又 満	川村 久子	柴田 正秀	中尾 光男	前田 功一	山下 幸司
今村 守	神田 和弘	清水 風	中島 猛	前原 慶伍	山下 周平
上坂 巧真	菊地 佳夫	新村 龍也	中野 隼矢	松尾 章史	山中 達雄
上田 友貴	北埜 開斗	常谷 優介	中村 隼人	松下 隼大	山本 泰雅
上野 遼平	北原 晟	杉山 大樹	永尾 志津奈	馬渡 宏樹	湯浅 一弘
内田 隆之	北村 達也	鈴木 翼	二口 将司	三浦 達也	横田 秀樹
内野 修太	久保 勝	関 勇太	二ノ宮 基弘	水川 鉄也	米澤 一洋
浦野 雅美	熊野 一樹	千田 拓磨	丹羽 初己	水谷 真也	若松 将吾
惠木 俊博	黒田 真矢	高岡 輝人	野上 真一	水道 添大	若松 史晃
遠藤 高寛	小池 慎治	高岡 由美	野村 謙	宮岡 弘一	綿引 信介
遠藤 智也	小出 雅友	高桑 雅光	芳 賀 滉太		

## ■整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用機械

荒木 摩周	菊地 順一	後藤 幸泰	長坂 兼吾	古谷 芳弘	安田 浩樹
飯島 真也	北川 通	相模 剛司	西野 浩一	保坂 剛志	山本 明弘
稲葉 豊	黒木 正徳	佐々木 政法	野池 豊	水野 栄寿	山本 次雄
岩切 辰樹	桑野 天希	佐々木 勉	濱田 大輔	溝口 達也	横山 裕紀
岡本 衡季	小林 寛明	竹崎 啓二	原 卓也	村上 春志	河川 英孝
加藤 護	小宮 博輝	田崎 友睦	東原 和哉	村田 隼人	和泉 友之
上島 淳一	米田 聡志	田島 史郎	平野 真登	矢口 一矢	若林 達郎
川崎 学	後藤 秀男	谷 正二			

## ■基礎工事用機械

朝倉 新太郎	熊谷 誠	松田 博嗣	山本 隆史		
--------	------	-------	-------	--	--

## ■締固め用機械

喜友名 健	黒岩 直人	齋藤 政之	白石 正教	高田 栄相	
-------	-------	-------	-------	-------	--

## ■コンクリート打設用機械

成瀬 秀利					
-------	--	--	--	--	--

## ■高所作業車

相田 俊司	小川 諒	佐藤 大地	田名部 竹寿	野地 貴郁	松尾 昇哉
足立 潤一	小栗 浩二	佐藤 真人	臺内 健	服部 結芽	松田 圭
阿部 駿	加藤 仁也	佐藤 雅人	知念 脩	橋本 拓也	圓山 創也
石原 弘章	荻谷 崇史	庄子 健太	辻野 卓治	美浦 孝充	三浦 秀康
伊志嶺 拓	河東 康文	篠田 和昭	手塚 晃祥	福田 勇人	道塚 祐也
板垣 剛	北方 貴大	芝崎 純	寺島 也真人	藤井 高德	三保谷 勇矢
伊藤 尚威	清原 暁	下沢 徳秀	中川 優	藤森 克浩	宮崎 哲男
上垣 裕	黒井 勝広	下村 秀行	中田 隆仁	藤原 誠	村田 秀和
浦 信宏	小泉 晃	新宮 一俊	中谷 岳	藤原 良祐	森原 啓太
江川 達也	小城 研一	菅原 祐二	中谷 太志	船木 幹	森村 知広
大畠 健一	小嶋 諄哉	杉本 由輔	長友 友一	細川 幸治	山口 雄一
大和田 淳司	小松 健太郎	鈴木 則夫	永留 恭介	堀 豊和	山本 健太
岡 秀行	近藤 裕一	高田 毅	永吉 大樹	堀川 聖道	湯之上 忠士
岡垣 広宣	相良 優成	高橋 慧	新居 幸一	前田 良友	横澤 武瑠
岡元 智幸	桜井 翔平	高橋 政則	西牧 博司	政後 真一郎	横田 秀樹
岡本 政夫	佐瀬 健嗣	高見 克哉	根本 学	増田 健大	横溝 拓
岡本 竜一	佐藤 卓也	高村 寿史			

## お知らせ

けんきにきょう  
建荷協発行図書等のご案内

令和2年度版

確かめる 機械の安全 特自検


 建設荷役車両安全技術協会

ご案内する図書等は公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会（略称 建荷協（けんきにきょう））都道府県各支部にてご購入いただけます。

## ■ 特定自主検査制度の入門解説

## 特定自主検査制度についての入門編

## 安全と特定自主検査のおはなし

「なぜ特定自主検査が必要なのか？特定自主検査とはどのようなものか？」をご理解いただけるよう、イラストを使いわかりやすく解説したものです。

(H25.6改訂C版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
安全と特定自主検査のおはなし	PC-ZC-02-C	220円	330円

## 特定自主検査の対象機械について

## 特定自主検査対象機械の概要

特定自主検査を行うべき機械等の代表的なものを写真、図で示し、特徴、用途などの概要をまとめたものです。

また、一部対象外機械についても掲載しています。

(H29.3改訂D版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査対象機械の概要	SC-ZC-01-D	660円	1100円

## ■ 特定自主検査済標章

## 特定自主検査 実施年月の明示

## 特定（定期）自主検査済標章

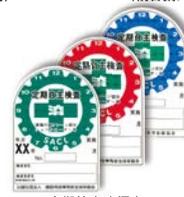
## ・ 特定自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械及び高所作業車について、年1回（不整地運搬車は2年に1回）実施することとされている特定自主検査を行った年月を明らかにするため、厚生労働省のご指導のもとに作成した標章です。検査業者用と事業内用とがあります。

## ・ 定期自主検査済標章

労働安全衛生規則に基づき、「建機付属クレーン部分」、「ショベルローダー、フォークローダー及びストラドルキャリアー」について、年1回実施することとされている定期自主検査（年次検査）を行った年月を明らかにするため当該機械に貼る標章です。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査済標章（事業内）	BP-LH-02	330円	990円
特定自主検査済標章（検査業）	BP-LR-02		
定期自主検査済標章	BP-LR1-02		

特定自主検査済標章  
（事業内）特定自主検査済標章  
（検査業）

定期検査済標章

**【注記】** 検査済標章の色は、毎年1月1日をもって暦年ごとに変更されます。旧年発行の標章は同日以降使用できませんのでご注意ください。

## 特定自主検査に係る標章等について

## 標章の使い方から管理まで

特定自主検査を行ったときに貼付する標章等の取扱いについて解説したものです。

(H27.4改訂E版発行)

品名	品番	会員価格	一般価格
標章の使い方から管理まで	BC-ZC-05-E	220円	330円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査の実施

検査方法と判定基準

定期自主検査指針

労働安全衛生法、第45条第3項の規定に基づき公示にされた特定(定期)自主検査の検査項目、検査方法および判定基準をまとめたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	SG-LG-01-A	330円	440円
不整地運搬車	SG-GR-01	220円	330円
車両系建設機械	SG-KC-01-B	440円	550円
高所作業車	SG-HL-01	330円	440円
フォークリフト(月次)	SG-LG-11-A	220円	330円



検査結果の記録

特定(定期)自主検査記録表

特定(定期)自主検査を行った際に、当該機械の検査結果および補修措置等を記録しておくものです。

- ・記録表は3年間の保存義務があります。
- ・記録表は公益社団法人建設荷役車両安全技術協会の著作物です。無断で複製、転用することを禁じています。
- ・記録表は機械性能の向上に伴い随時改訂しています。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定(定期)自主検査記録表(普通紙)	1冊50部	495円	770円
特定(定期)自主検査記録表(ノンカーボン)	1冊25部(正副2枚で1部)	737円	1100円

記録表の記入方法

特定自主検査記録表の記入要領

特定自主検査記録表は、機械性能の向上により随時改訂されています。

最新の記録表についても正確に記入できる様、記入方法を解説しています。

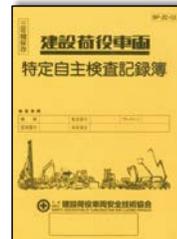
(R2.4改訂Q版発行)



記録表の保存

特定自主検査記録簿

省令により3年間保存義務がある特定自主検査記録表をファイリングしておくためのものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録表の記入要領	TC-ZC-02-Q	440円	550円

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査記録簿	BP-ZC-03	110円	165円

特定自主検査業務を適正に行うための帳簿

特定自主検査台帳

- ・特定自主検査台帳 事業内用  
特定自主検査済標準の受払を管理する「標準受払簿」と、保有機械の特定自主検査実施状況管理に使用する「標準貼付簿」を一体にしたものです。
- ・特定自主検査台帳 検査業者用  
特定自主検査済標準の受払を管理する「標準受払簿」と、特定自主検査業務を適正に行うための「特定自主検査台帳」、検査料収納の管理に使用する「検査料金収納簿」を一体にしたものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査台帳 事業内用	BC-ZC-04-A	500円	825円
特定自主検査台帳 検査業者用	BC-ZC-07	1650円	2200円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

## ■ 検査者標識

検査者標識は、「検査者であることを第3者が識別できる」ことと、「検査者としての意識の高揚」を目的として検査者に着用させるものです。

協会では腕章及びワッペン（作業服等にアイロンで接着させる方式）とヘルメット等に貼付できるシールを用意しています。

### ・検査者腕章、特自検腕章

特定自主検査資格者であることを示すため着用するものです。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査者腕章	BP-YC-01	1100円	1650円
検査者ワッペン	BP-YC-02	330円	550円



検査者腕章



検査者ワッペン

### ・検査者シール（検査業者用、事業内用）

検査者が特定自主検査を行える資格の種類（検査業者、事業内）、機種を示すためのものです。

特定自主検査対象機種	検査業者用	事業内用	会員価格	一般価格
フォークリフト	BP-YC-11-A	BP-YC-21	110円	165円
整地・運搬・積込用・掘削用および解体用機械	BP-YC-12-A	BP-YC-22		
基礎工事用機械	BP-YC-13-A	BP-YC-23		
締固め用機械	BP-YC-14-A	BP-YC-24		
コンクリートポンプ車	BP-YC-15-A	BP-YC-25		
高所作業車	BP-YC-16-A	BP-YC-26		
不整地運搬車	BP-YC-17-A	BP-YC-27		



## ■ 教育資料

当協会で開催する特定自主検査者資格取得研修および能力向上教育等で使用されている図書です。

### ・特定自主検査マニュアル 特定自主検査の検査方法を機種、部位別に解説しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
検査機器	TQ-ZC-01-E	660円	990円
原動機(ディーゼル・ガソリン)	TQ-KE-01-F	2420円	3630円
油圧装置	TQ-KH-01-E	1540円	1980円
上部旋回体 下部走行体	TQ-KB-01-E	2420円	3080円
ジブ・リーダー・ワイヤーロープ	TQ-KJ-01-D	1210円	1540円
フォークリフト	TQ-LC-02-G	1320円	1980円
不整地運搬車	TQ-GR-01-E	880円	1320円
車両系建設機械（整地等用）	TQ-GC-02-A	3300円	5280円
（基礎工事用）	TQ-FC-01-E	3080円	4620円
（締固め用）	TQ-RC-01-D	1210円	1760円
（コンクリート打設用）	TQ-CP-01-E	1100円	1760円
高所作業車	TQ-HL-01-D	1320円	1980円
特定自主検査と補修	TC-ZC-01-F	550円	880円



### ・能力向上教育テキスト 機種別に最新の技術等を紹介しています。

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト	TL-LC-01-D	3520円	5280円
整地・運搬等&ブレーカ	TL-GE-01-F	3630円	5500円
締固め用機械	TL-RC-01-C	1650円	2530円
基礎工事用機械	TL-FC-01-D	1980円	2970円
不整地運搬車	TL-GR-01-B	660円	990円
コンクリートポンプ	TL-CP-01-C	1430円	2090円
高所作業車	TL-HL-01-C	1760円	2750円



### ・その他

品名	品番	会員価格	一般価格
フォークリフト安全運転テキスト	TQ-LC-02-B	1540円	1540円
ショベルローダー等定期自主検査マニュアル検査・整備基準値表	TQ-SR-02-C	1760円	2640円
業務点検コーステキスト	TT-YC-01-C	1100円	1650円



表記の価格は全て消費税10%込の価格です。

■ 特定自主検査業務の管理

**特定自主検査の適正実施のために  
特定自主検査業務マニュアル**

検査業者の業務や事業内検査の業務を適正に遂行するための管理のポイントおよび実務の詳細を説明したものです。

また、特定自主検査全般を管理する事業者が知っておかなければならない労働災害防止に関する法令や事業者の責務等をまとめたものです。(R1.11 発行)

注記) 本書は特定自主検査業務マニュアル検査業者用(BP-ZC-01-F)、事業内検査(BP-ZC-02-E)および特定自主検査とその管理(BC-ZC-06-D)の内容を合わせたものです。



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査業務マニュアル	BC-ZC-08	1650 円	2530 円

**特定自主検査制度に関する法令、通達**

**特定自主検査関係法令通達集**

特定自主検査制度に関する法の条文ごとに関係する最新の規則・通達等をまとめたものです。

(H28.3 改訂 J 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査関係法令通達集	BC-ZC-03-J	2310 円	3520 円

**特定自主検査の実施経歴の管理**

**特定自主検査実施経歴書**

特定自主検査の実施時期を明確にするとともに、特定自主検査が、いつ、だれが実施したかを記入できるようになっており、機械の履歴管理に活用できます。

品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査実施経歴書(フォーク)	BP-LC-01	55 円	110 円
経歴書ビニルケース(フォーク用)	BP-LC-02	165 円	330 円
特定自主検査実施経歴書(建機用)	BP-OH-01	55 円	110 円
特定自主検査実施経歴書(解体機用)	BP-OH-02	55 円	110 円

**登録検査業者の諸手続きについて  
特定自主検査登録検査業者必携**

登録検査業者が、厚生労働大臣または都道府県労働局長に登録申請・業務規程変更等の際に留意すべきポイントを解り易く解説したものです。また、参考となる業務規程例を示してあります。

(H31.4 改訂 K 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査登録検査業者必携	BC-ZC-01-K	550 円	880 円

**特定自主検査制度についての疑問を解説**

**特定自主検査に関する Q & A**

特定自主検査制度に関するさまざまな疑問を「Q&A集」としてまとめたものです。

(H26.10 改訂 A 版発行)



品名	品番	会員価格	一般価格
特定自主検査に関する Q & A	BC-YC-01-A	440 円	770 円



フォーク用

建機用

解体機用

表記の価格は全て消費税 10%込の価格です。

お問い合わせ先

## 支 部 一 覧

令和2年4月1日現在

支部名	〒	所在地	電話番号	FAX
北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西7丁目 NCO札幌ホワイトビル9階	011(271)7720	011(271)7580
青 森	030-0902	青森県青森市合浦1-10-7	017(765)5432	017(765)5433
岩 手	020-0873	岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館2階	019(626)2616	019(626)2627
宮 城	983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-6-9 五輪黄葉ビル201号	022(298)2150	022(298)2151
秋 田	010-0923	秋田県秋田市旭北錦町1-14 秋田ファーストビル210号室	018(823)8258	018(823)8260
山 形	990-8681	山形県山形市流通センター2-3 山形流通団地組合会館内	023(666)6581	023(666)6582
福 島	960-8035	福島県福島市本町5-8 福島第一生命ビル4階	024(521)8065	024(521)8248
茨 城	311-3116	茨城県東茨城郡茨城町長岡3652-559	029(292)6546	029(292)6547
栃 木	321-0912	栃木県宇都宮市石井町3149-28 卸商業団地協同組合別館202	028(656)6111	028(656)6112
群 馬	371-0805	群馬県前橋市南町4-30-3 勢多会館1階	027(223)3448	027(223)3451
埼 玉	330-0062	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 カタヤマビル5階A	048(835)3050	048(835)3055
千 葉	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県経営者会館3階303号	043(245)9926	043(245)9927
東 京	102-0072	東京都千代田区飯田橋1-7-10 山京別館4階	03(3511)5225	03(3511)5224
神奈川	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町6-87 横浜フコク生命ビル10階	045(664)1811	045(664)1817
新 潟	950-0961	新潟県新潟市中央区東出来島11-16 新潟県自動車会館内	025(285)4699	025(285)4685
富 山	930-0094	富山県富山市安住町3-14 富山県建設会館内	076(442)4358	076(442)6748
石 川	920-0806	石川県金沢市神宮寺3-1-20 コマツ石川(株)レンタル事業部事務所2階	076(208)3302	076(208)3303
福 井	910-0854	福井県福井市御幸4-19-25 広田第2ビル2階	0776(24)7277	0776(24)9507
山 梨	409-3867	山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1602 ササモトビル2階	055(226)3558	055(226)3631
長 野	380-0872	長野県長野市妻科426-1 長野県建築士会館4階	026(232)2880	026(232)6606
岐 阜	504-0843	岐阜県各務原市蘇原青雲町5-34	058(382)5011	058(382)5120
静 岡	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島127	054(236)4008	054(236)4031
愛 知	450-0002	愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 大同生命ビル3階	052(586)0069	052(586)0010
三 重	514-0009	三重県津市羽所町601 アカツカビル4階	059(223)7177	059(223)7180
滋 賀	520-0043	滋賀県大津市中央4-5-33 SKビル2階C	077(521)5260	077(521)5352
京 都	600-8009	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉦町78 京都経済センター4階	075(351)0250	075(351)0251
大 阪	540-6591	大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8階	06(6944)6611	06(6944)6612
兵 庫	650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号	078(332)4936	078(392)8921
奈 良	630-8113	奈良県奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル2階(公社)奈良県労働基準協会内	0742(93)5181	0742(36)5715
和歌山	640-8287	和歌山県和歌山市築港3-23 和歌山港湾労働者福祉センター1階	073(435)3337	073(435)3338
鳥 取	682-0892	鳥取県倉吉市東巖城町12 中部建設会館1F	0858(22)1400	0858(23)4667
島 根	690-0012	島根県松江市古志原2-20-54	0852(27)0340	0852(27)0556
岡 山	700-0907	岡山県岡山市北区下石井2-8-6 第2三木ビル205	086(222)6039	086(222)4296
広 島	733-0011	広島県広島市西区横川町1-11-24 山田オフィスビル202	082(291)1150	082(291)3413
山 口	753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル2階	083(932)1858	083(932)1859
徳 島	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-14 船橋設計ビル2階	088(622)8243	088(622)8243
香 川	760-0062	香川県高松市塩上町10-5 池商はせ川ビル113	087(837)3668	087(837)3671
愛 媛	790-0003	愛媛県松山市三番町7-8-1 山本ビル2階	089(941)6740	089(941)7361
高 知	780-0072	高知県高知市杉井流9-11	088(882)5025	088(882)0837
福 岡	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-6-14 正和ビル4階402	092(474)2246	092(474)2312
佐 賀	849-1301	佐賀県鹿島市大字常広139-2	0954(62)6315	0954(62)6368
長 崎	854-0072	長崎県諫早市永昌町10-8-202	0957(49)8000	0957(49)8001
熊 本	860-0845	熊本県熊本市中央区上通町7-32 蚕糸会館3階	096(356)6323	096(356)6325
大 分	870-0844	大分県大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館4階	097(540)7177	097(540)7127
宮 崎	880-0802	宮崎県宮崎市別府町2-12 宮崎建友会館3階	0985(23)5061	0985(23)5129
鹿児島	891-0123	鹿児島県鹿児島市卸本町6-12 オロシティーホール内	099(260)0615	099(260)0646
沖 縄	901-2131	沖縄県浦添市牧港5-6-3 南海建設4階	098(879)3744	098(879)3757

## 編集後記

花粉の季節も過ぎ一年の中でも大変心地よい時期を迎え、清々しい陽光のもと旅行やスポーツなど、屋外での活動が気持ちよく感じられる季節となりました。

そのような中、今年最大のイベントは、何といたっても「東京2020オリンピック・パラリンピック」につきるか。昨年の「ラグビーワールドカップ2019」のジャパンの活躍に続き、多くの代表選手が私たちに夢と感動を与えてくれるものと信じてやみません。代表選手は目標達成に向け、常にベストパフォーマンスを発揮できるよう体をケアしながら、日々のハードワークに励んでいる最中かと思えます。

一方、昨年は台風15、19号に代表されるように、暴風での倒木による交通災害、停電、および記録的な大雨による浸水災害が大きくクローズアップされました。多くの建設荷役車両が、それらの復旧作業に使われ活躍したことかと思えます。建設荷役車両のベストパフォーマンス発揮のためにも、定期的な点検、整備を行い、性能の保持向上と作業の安全を確保することが大切です。

建設荷役車両の性能保持、安全確保のため、引き続き「定期（特定）自主検査制度」の定着を推進してまいりますので、会員各社様のご支援・ご協力をお願い致します。

※ この記事は3月19日に執筆されました

[広報委員：在田 浩徳 記]

機関誌に対するご意見・ご要望等は E-mail : koho@sacl.or.jp までお願いします。

### 委員長

山本 泰徳 [池田内燃機工業㈱]

平山 哲也 [大成建設㈱]

### 副委員長

佐藤 裕治 [住友建機㈱]

兼八 淳 [日本通運㈱]

室町 正博 [日通商事㈱]

### 委員

津川 元 [コベルコ建機㈱]

小澤 真一 [事務局：常務理事]

栗原 正行 [コマツ]

水島 敏文 [事務局：広報部]

新谷 勝幸 [日立建機㈱]

遊部 浩司 [ 同 ]

田中 喜昭 [コマツ]

吉田 岳 [ 同 ]

加藤 彰秀 [㈱豊田自動織機]

在田 浩徳 [清水建設㈱]

(令和2年4月1日現在)

## 「建設荷役車両」 VOL. 42 第247号

令和2年4月22日 印刷

令和2年5月7日 発行

発行所 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-7-1 (ニュー九段ビル9F)

TEL: 03 (3221) 3661 / FAX: 03 (3221) 3665

URL <http://www.sacl.or.jp/>

編集 広報委員会

発行人 小澤 真一

印刷所 株式会社東伸企画

ユーザー名 (U)

パスワード (P)

フォークリフト

高所作業車

作業を快適に。

作業者を直接冷却する

# 熱中症対策の決定版!!



## 小型チャラーで作業者をピンポイント冷却

座席に取り付けた専用シートに冷水を循環。背中・尻・太もも裏を効率的に冷却します。



※バッテリー式フォークリフト (48V) 限定

インナーとして着用する専用ウェアに冷水を循環。脇の下を含め上半身と全体を効果的に冷却します。



※AC100V仕様

確実に冷える  
熱中症対策なら

# COOLEX®

クーレックス

## TEL (03)3403-0881

株式会社鎌倉製作所 COOLEX事業部 〒107-8623 東京都港区青山2-7-11  
FAX:(03)3403-6353

クーレックス 検索

申請しやすくなりました!

## 令和2年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業

[ フルハーネス型安全帯・移動式クレーン過負荷防止装置 ]  
改修・買換の補助金

# 第1回 補助金申請受付開始

Web申請期間：4月24日(金)～6月8日(月)

\*第2回公募：7月下旬予定(年2回実施)

「建設業労働災害防止協会」(建災防)では、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の改修・買換経費に補助金を交付します。

交付決定要件等の詳細は、建災防ホームページをご覧ください。

対象となる方

- ・中小企業基本法の中小企業者に該当する法人及び個人
- ・労災保険特別加入の個人事業者

### フルハーネス型墜落制止用器具

▶補助対象経費

- ・構造規格に適合する「フルハーネス型安全帯」への買換

▶補助金交付額

- ・1本当たりの上限：12,500円(補助対象経費上限25,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：625,000円

▶申請方法



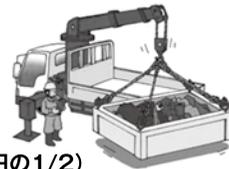
### 移動式クレーン過負荷防止装置

▶補助対象経費

- ・構造規格に適合する「移動式クレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への改修・買換

▶補助金交付額

- ・1機当たりの上限：100,000円(補助対象経費上限200,000円の1/2)
- ・同一申請者の合計上限：300,000円



 建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター TEL.03-6275-1085

詳細は、建災防ホームページをご覧ください!! ▶ <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

ちよこ待って

# まだ使えます、そのエンジン！



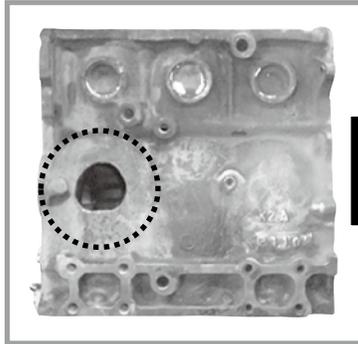
あきらめる前に是非ご一報下さい!!24時間お気軽にお電話下さい

★シリンダーブロック足出し補修再生★

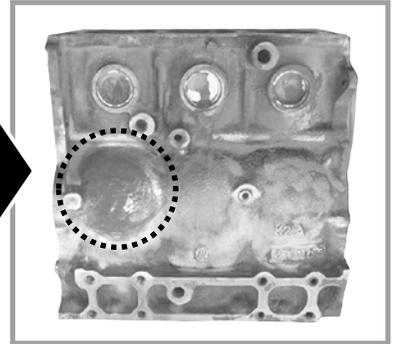


(担当直通：中川)

E-mail: info@web-krw.com



補修前



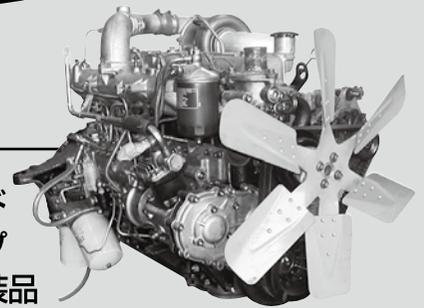
補修後

# 皆さんがお困りの事解決いたします！ リビルト品の活用は 不況脱出の切り札！

★リビルトエンジン、リビルト噴射ポンプ、エンジン付属品リビルト、リビルト電装品のことならおまかせください。

## 業務内容

- リビルトシリンダーブロック ●リビルトシリンダーヘッド
- リビルトターボチャージャー ●リビルトウォーターポンプ
- リビルト噴射ポンプ ●リビルト噴射ノズル ●リビルト電装品
- 非常用発電機のエンジンメンテナンス ●不良エンジンの買取り・・・まで



新たな気持ちで50周年に向けスタートします。



製品に関するご質問・価格等のお問合せは下記まで。

TEL.076-272-3334 FAX.076-272-3332

詳細はホームページで URL: <http://www.web-krw.com> E-mail: info@web-krw.com



ボッシュサービスステーション

株式会社 北日本リビルトワークス 〒920-2132 石川県白山市明島町山142番地1

※ 弊社の全再生品は、整備業者様へのみの販売とさせていただきます。(脱着・整備等が困難なため、エンドユーザー様への販売はしていません。)



セインは、1955年に初めて特許取得済みのカップリングを発売して以来、安全で高品質な製品を製造しています。ヨーロッパ市場では業界のリーディングカンパニー、また定番メーカーとしての地位を確立しており、現在では世界17拠点で販売しています。

## 安全性と耐久性のお困りごとから“解放”

# Safety Reel

開放型セーフティホースリール

過酷な環境下でのご使用  
大容量の供給用途に



製品詳細や動画を是非ご覧ください



### 安全性

ホースの反動によるケガ / 生産品へのダメージを防止



安全で簡単に交換可能な  
カートリッジ式  
スプリング



巻取りスピード  
制御システムにより  
緩やかな  
ホース巻取り

### 耐久性

過酷な使用環境に耐える構造でホースも長持ち



耐久性を高めた  
粉体塗装スチール製



シャフトへの負荷を  
軽減する  
デュアルサポート  
システム

### 製品ラインナップ

グリーン用途、ステンレス・スチール製、電動モータータイプ等特殊な用途向けホースリールもご用意しております。

- エア用：空圧工具作業に
- 水用： 給水・散水・洗車等に
- ホースなし： 高圧洗浄機、オイル供給に

※仕様の範囲内のホースと組み合わせた場合の用途例



お問い合わせは  
こちら

